

第3編 風水害等対策編

第1章 総則

第1節 日光市の風水害等を取り巻く自然的条件

第1 気象の状況

気候は内陸性気候に属し、年平均気温は市街地で12℃程度、山間部では7℃程度であり、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多い。

降水については、夏季に太平洋から関東平野を北上してきた湿った南風は、日光連山によって、初めて上昇する機会を得るため、当市では夏季の雨量が多く、雷雨となることも多い。近年の年間降水量をみると、平成18年度が多く2,130mm（宇都宮地方気象台今市観測所）となっている。

冬季は、シベリアから日本海を越してくる湿った北風が、上信越の日本海側山岳や日光連山北西側などで大量の雪を降らせ、その影響は日光白根山や男体山側などから湯元地域にまで及んでいる。近年の年間積雪量をみると、平成17年度が多く51cm（宇都宮地方気象台奥日光観測所）となっている。また、雪を降らせた風は、関東平野に向かって寒く乾燥した季節風（男体山おろし）となって吹く。近年の最大風速をみると、平成17年度が強く20.3m/s（宇都宮地方気象台奥日光観測所）となっている。

第2 土砂災害・洪水等を引き起こす可能性のある地勢

1 土砂災害・洪水等を引き起こす可能性のある地勢の概要

当市には、日光白根山、男体山、赤薙山などの日光火山群の山々が連なっており、地形・地質的にもろい地域が大部分であるため、崩壊しやすい所が多く、山地災害危険地区も多い。

また、これらの険峻な火山帯を源とする鬼怒川や渡良瀬川をはじめとする河川は、その流域の地質が脆弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を有し、豪雨、台風等に見舞われると山腹、溪岸は崩壊を起こし、土砂災害を引き起こすことが危惧される。そして多量の土砂が下流に流送することで、河床の上昇を招き、洪水流の疎通を妨げ、河積の断面積不足による破堤の原因ともなる。扇状地においては、排水能力を超えるような豪雨があった場合は、河川や排水路の溢水により浸水被害の発生が危惧される地域もある。

2 災害危険箇所の状況

当市における山地災害危険地区並びに急傾斜地、地すべり、土石流等の危険箇所数は次のとおりである。

【林野庁・栃木県環境森林部所管の山地災害危険地区】

（箇所）

日光市	山地災害危険地区			
	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	
	(68)	(38)	(30)	
	903	486	416	
今市地域	112	59	53	
日光地域	(21)	(10)	(11)	
			1	
			—	
			—	

日光市	山地災害危険地区	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
	(68)	(38)	(30)	
	903	486	416	1
	314	161	153	
藤原地域	(15)	(6)	(9)	—
	74	40	34	
足尾地域	(26)	(18)	(8)	—
	188	108	80	
栗山地域	(6)	(4)	(2)	
	214	118	96	1

() 内数字は国有林内の山地災害危険地区数で内数。(平成26年4月5日現在)

【栃木県県土整備部所管の急傾斜地、土石流及び地すべり危険箇所の状況】 (箇所)

日光市	土砂災害警戒区域合計	急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険渓流	地すべり危険箇所
		935	524	398
今市地域	251	164	85	2
日光地域	263	131	129	3
藤原地域	192	107	83	2
足尾地域	122	67	54	1
栗山地域	107	55	47	5

(平成26年4月1日現在)

第3 河川の状況

1 河川の概要

当市には、鬼怒川、渡良瀬川、大谷川、田川、男鹿川など多数の一級河川が流れている。鬼怒川上流部は山を侵食して深い谷をつくっており、この地形を利用して大規模なダムが築かれている。河川の流域に崩壊地などの荒廃地が広く分布しており、上流部では中禅寺湖などの多くの湖、滝がある。

また、足尾山地は、火災と多年にわたる銅製錬の煙害等によりはげ山が多く、崩れやすい岩石が急斜面で松木側の谷にのぞみ、崖錐をつくっており、土砂流出や支川を含む氾濫を繰り返してきた。現在は河川改修が進められ、山も公共事業による緑化工事、ボランティアの植樹活動により復旧しつつあるが、完全に緑で覆われるには多年の歳月を必要とする。

2 重要水防箇所指定の状況

当市における、県管理及び国管理の河川における重要水防箇所数(平成29年4月現在)は次のとおりである。

【重要水防箇所】

国の管理区間	県の管理区間	計
重要度(A)	重要度(B)	
1箇所	8箇所	9箇所

540m	2,679m	3,219m
------	--------	--------

第4 豪雪地帯の状況

1 豪雪地帯の指定状況

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、住民の生活水準の向上が阻害されている地域については、一定の条件を満たしている場合、「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき「豪雪地帯」と指定される。当市は、日光、藤原、栗山の3地域が指定されている。

2 雪崩危険箇所の状況

豪雪地帯対策特別措置法により指定を受けた豪雪地帯に分布する当市の雪崩危険箇所数（平成19年10月現在）は、次のとおりである。

【雪崩危険箇所数】

（箇所）

日 光 市	林野庁・県環境森林部所管	県土整備部所管	合計
	38	147	185
日光地域	7	58	65
藤原地域	1	52	53
栗山地域	30	37	67

第2節 過去の主な風水害等

風水害等の種類と特性、月別の風水害等の被害発生件数及び実際に当市に被害を及ぼした主な気象災害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 風水害等の種類と特性等

風、雨、雪等がもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、風害、雪害にわけ、それぞれについて発生状況、主な要因等を挙げると概ね次のとおりとなる。

【風水害等の種類と特性等】

災害の種類		発生状況	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越え溢れ出したり（溢水）、堤防が切れたり（破堤）して浸水する。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風性の豪雨 ・狭い地域に集中する降雨 ・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	
土砂災害	山崩れがけ崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土斜面から突然崩壊する。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線や台風に伴う集中降雨 ・地震
	地すべり	比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨
風害	(共通)	強い風の影響による飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊	
	暴風強風	風の影響は原因である熱帯低気圧の移動に伴い、広域（数百～数千km）に及ぶ。フェーン現象による火災延焼が発生することがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風（最大風速が約17m/s（34ノット）以上の熱帯低気圧）や発達した低気圧の通過
	突風	<p>風の影響は局所的な範囲（数十m～数十km）に留まり、発生時間も数分から数十分と短い。前兆として黒く厚い雲、雷、強い雨を伴い、ひょうが降ることもある。</p> <p>粉塵が舞い上がる程度で、被害発生には至らない場合がほとんどであるが、稀にテントの飛散やビニルハウスの損壊等の軽微な被害を及ぼすことがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻、ダウンバースト、ガストフロント（寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い発生） ・じん旋風（主に晴天時に地表付近で温められた空気の上昇により発生）

雪害	雪崩	山の斜面の積雪の一部が崩壊して発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・多量の新雪 ・気温急上昇、大雨
	積雪害	多量の積雪による鉄道・道路の不通等の交通障害、交通途絶により孤立集落が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の降雪 ・多量の降雪
	雪圧害	雪の重さや降雪層が沈降するときの力によって建物や樹木が倒壊する。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の降雪 ・多量の降雪
	融雪害	雪解けが原因となり、洪水害、土砂災害が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・気温急上昇、大雨

参考資料：防災白書（内閣府編）、地域防災データ総覧（消防科学総合センター編）等

第2 過去の主な風水害等

1 風水害等の発生状況

当市では、7月～9月において、台風や大雨による被害が発生しやすく、1月～3月にかけては、雪崩をはじめとする雪害の発生のおそれがある。また、4月頃には林野火災が発生しやすい状況にある。

これらを考慮して、市は、災害が起こりやすい時期の前に、自らの組織の参集体制・伝達体制の確認や他機関との連携方法、また、機器や資機材の点検等を充分に行っておく必要がある。

2 主な風水害等の被害状況

近年の風水害・雪害等の被害状況をみると、台風、大雨による家屋への浸水被害、土砂崩れ道路の被害が発生している。平成9年に、雪崩による死者1名、平成13年には、台風15号により死者1名、平成27年9月には、関東・東北豪雨により、死者1名、負傷者4名を出した。

なお、平成元年以降に当市に被害をもたらした主な風水害・雪害等は次のとおりである。

【平成元年以降の主な風水害等の履歴】

年月日	名称	被害概要
1989（平成元） 9.10	大雨	〔今市地域〕 床上浸水1棟、床下浸水1棟、道路被害5箇所、河川被害2箇所
1990（平成2） 9.19	台風19号	〔足尾地域〕 南橋地内護岸崩壊、国道一部崩落（田元）
1991（平成3） 8.20～21	台風12号	〔今市地域〕 農業被害（農地被害2箇所、水路被害8箇所、道路被害1箇所）、土木被害（道路被害11箇所、河川被害6箇所）、トイレ浸水3棟 〔日光地域〕 床下浸水3棟、土砂崩れによる道路被害（いろは坂、和の代～小来川）
1991（平成3） 8.31	台風14号	〔今市地域〕 家屋被害（床下浸水2棟）、農業被害（水路被害3箇所）、土木被害（道路被害7箇所、河川被害1箇所）、ブロック塀1箇所
1991（平成3） 9.19	台風18号	〔今市地域〕 農業被害（農地被害7箇所）、土木被害（道路被害3箇所）、土砂崩れ1箇所
1994（平成6） 5.27	大雨	〔今市地域〕 農業被害（農地被害15箇所）、土木被害（道路被害18箇所、河川被害10箇所）、土止の決壊1箇所、橋梁1箇所
1994（平成6） 9.30	台風26号	〔今市地域〕 家屋被害（非住家床下浸水2棟）、屋根一部破損
1995（平成	大雨	〔今市地域〕 家屋被害（非住家床下浸水1棟）、農業被

年月日	名称	被害概要
7) 7. 11		害（農地被害6棟）、土木被害（道路被害9箇所、河川被害1箇所）
1995（平成7） 7. 12～13	大雨	〔今市地域〕土木被害（道路被害9箇所、河川被害4箇所）
1995（平成7） 8. 31	大雨	〔今市地域〕農業被害（農地被害14箇所）、土木被害（道路被害5箇所、河川被害1箇所）、住家破損1箇所、土手くずれ1箇所
1997（平成9） 1. 26	なだれ	〔日光地域〕死者1名
1998（平成10） 8. 26～31	大雨	〔日光地域〕床下浸水1棟、土砂崩れによる道路被害（小来川、山久保）、那須方面で人的被害 〔藤原地域〕床上浸水21棟、床下浸水51棟 〔足尾地域〕道路一部崩壊（県道鹿沼足尾線）、土砂流出2箇所
1998（平成10） 9. 15～16	台風5号	〔日光地域〕床上浸水1棟、床下浸水6棟、土砂崩れによる被害（市内全域）一時、小来川が孤立状態 〔藤原地域〕床上浸水1棟、床下浸水7棟 〔足尾地域〕道路への土砂流出及び一部崩壊等6箇所、工事倉庫1棟倒壊 〔栗山地域〕道路決壊等
2001（平成13） 9. 10～11	台風15号	〔日光地域〕奥日光中禅寺湖畔での合計降水量が895mmに達した。 〔栗山地域〕道路決壊等、死者1名
2007（平成19） 9. 6～7	台風9号	〔今市地域〕床下浸水1棟（老人福祉施設） 〔日光地域〕床上浸水2棟（湯元：旅館）、道路等への土砂流出及び土砂崩れ2箇所（湯元：金精道路、温泉源泉）、修学旅行のため湯元温泉のホテルに宿泊していた小学生が強風で割れたガラスにより6名負傷 〔藤原地域〕床下浸水1棟（川治：旅館）、道路等への土砂流出及び土砂崩れ3箇所（日塩有料道路、国道121号〔上三依地内〕、市道奥入山沢線） 〔足尾地域〕床下浸水2棟（民家）、わたらせ溪谷鐵道の線路上に土砂流出 〔栗山地域〕県道黒部西川線の道路崩落により湯西川住民や観光客など約1,420名が一時孤立【災害対策本部設置】、土砂崩れ2箇所（林道奥鬼怒線）

第3編 風水害等対策編 第1章 総則

年月日	名称	被害概要
2008（平成20） 8.10	大雨	〔今市地域〕 床上浸水7棟、床下浸水26棟、土砂崩れ2箇所（豊岡地区） 〔藤原地域〕 床上浸水5棟（※非住居4棟）、床下浸水9棟、土砂崩れ2箇所、道路冠水2箇所
2014（平成26）2.15	大雪	〔今市地域〕 道路通行止9箇所、今市大通り商店街（国道119号）アーケード破損 〔日光地域〕 軽傷3名、道路通行止4箇所、小来川地区が一時孤立状態 〔藤原地域〕 道路通行止3箇所 〔足尾地域〕 道路通行止3箇所、足尾全域が一時孤立状態 〔栗山地域〕 軽傷7名
2014（平成26）6.21	大雨・突風 （ダウンバースト）	〔今市地域〕 一部損壊7軒、土砂崩れ1箇所、杉並木の倒木1本
2015（平成27）8.2	大雨・突風 （ダウンバースト）	〔今市地域〕 一部損壊17軒（その他、雹被害多数）、火災1軒、床下浸水1軒、道路通行止（片側を含む）16箇所、園芸作物用施設129箇所、農作物被害多数、杉並木の倒木・き損36本、並木火災4箇所
2015（平成27）9.9～11	大雨	平成27年9月 関東・東北豪雨 〔市内全域〕 死者1名、負傷者4名 〔住家被害〕 全壊9棟、半壊110棟、一部損壊5棟、床上浸水1棟、床下浸水221棟 市内3箇所の観測所（今市、五十里、日向）において、総雨量600mm超えを記録した。 土砂災害により一時、芹沢地区が孤立状態。 ・大雨特別警報発令、災害対策本部設置（9月10日 0時20分） ・避難準備情報発令（9月10日 4時45分） ・避難指示発令（9月13日 9時00分） ・災害救助法、被災者生活再建支援法適用（9月9日）

第3節 その他の災害状況

第1 火山災害の状況

1 火山災害の種類と特性

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊等）、噴出物の堆積後の降雨等により発生する土石流等様々である。このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。

主な現象及びその特徴は次のとおりである。

【火山災害の主な現象及び特徴】

主な現象	特徴
降下火砕物 (降灰等)	火口から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで埋没等の被害が生じる場合がある他、噴火の規模によっては風によって遠方に運ばれ堆積する。人的被害に結びつくことはまれであるが、火山活動が長期化すると周辺住民の生活に影響を与える。
溶岩流	火口から流れ出した溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊・焼失・埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速1 km程度以下と遅いため徒歩による避難が可能である。まれに溶岩の質や流下する地形によって時速十数 km程度になる場合もある。
噴石 (火山弾等)	噴火に伴い吹き飛ばされた溶岩等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は、噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してからの避難は困難である。
火砕流 火砕サージ	高温の火山砕屑物（火山灰、軽石等）が、ガスと一体となり高速で流下する現象で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は時速100 kmを超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に火山灰を含む高温のガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ高速に流下する。
火山泥流	噴火による火口湖の決壊や急激な融雪等により発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速30 km～60 kmになる。破壊力が大きく通過域では壊滅的な被害が生じる。我が国では冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流発生を引き金として懸念される。
火山ガス	火山の活動に伴い火口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。

(参考資料：防災白書（内閣府編）)

2 当市における活火山の概要

【日光白根山（常時観測火山）】

概 要	当市西部の群馬県との県境に位置し、日光火山群のうちで唯一の活動記録を持っている火山である。西方にのびる厚い溶岩流の上に、主峰奥白根山などのすべて安山岩の溶岩円頂丘群が形成されている。有史後の噴火として奥白根の水蒸気爆発があるが、現在は噴気している地域はない。南方約10～20kmの一带で地震活動が活発である。
これまでの火山活動の状況	比較的新しい火山で、過去約1万年の間に現在の日光白根山の山頂付近を火口として、粘性の高い溶岩が、何度も噴出している。比較的規模の小さい水蒸気爆発型の活動が1649年から1890年にかけて5回記録されている。また、1952年には、噴煙多量、鳴動といった異常が記録されており、1993年から1995年にかけては山頂直下での微小地震が発生した。

【高原山（活火山）】

概 要	当市北東部、矢板市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町に広がる複合火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西－東南東の割目群に伴う単成火山群がある。活動の開始は、更新世中期（35～40万年前）である。高原山のもっとも新規の活動は、単成火山群の一つである富士山溶岩ドームの形成及び高原-上ノ原テフラの噴出である。有史後の活動は知られていないが、微弱ながらも富士山溶岩ドーム近くには硫気活動があり、1979年2月には群発性微小地震が発生している。
これまでの火山活動の状況	約6500年前に北麓での水蒸気爆発と降灰の活動があり、溶岩ドーム（富士山）の形成があったと推定されている。有史後の噴火記録は残されていないが、富士山近くの新湯では噴気活動がある。また、富士山付近の地下を震源とする群発地震が1979年2月及び1981～1982年に発生している。

【男体山（活火山）】

概 要	当市西部に位置し、日光火山群に属する成層火山である。山頂に、直径約1kmの火口をもつ。山体南西に位置する中禅寺湖は、この火山の活動によりつくられた堰止湖である。確認された最新の噴火は約7000年前のマグマ水蒸気噴火である。
これまでの火山活動の状況	最近1万年間には、山頂火口内に位置する小火口を噴出口とする噴火が、少なくとも4回発生した。それら噴火はマグマ噴火（湖底での水中溶岩噴火）、マグマ水蒸気噴火ないし水蒸気噴火であり、その噴出物は、山頂火口内と北東山麓に分布する。また、山頂火口内には一時期、火口湖が形成されていた。最新の噴火は約7000年前に発生したマグマ水蒸気噴火で、それ以降に噴火の痕跡は確認されていない。

第2 火災災害の状況

過去5年間の火災状況をみると、建物火災が最も多く、次いでその他の火災（空地、河川敷の枯れ草等）、となっている。火災による出火原因は、火気の取扱い不注意、不始末等からくるものが多い。

過去の大きな火災事故としては、昭和55年に川治プリンスホテルで、溶接の火花の落下により出火し、死者45名、負傷者22名、損害額5億3千万円という大惨事が発生した。この火災事故により、全国一斉に、旅館ホテル等における防火管理体制の強化や一斉点検が実施されるなど、社会的影響も大きかった。また、平成9年には川俣国有林が約6ヘクタール焼失するという林野火災が発生した。

今後、防火安全保護対策としての安全管理、消火設備の設置促進、自衛消防隊の体制強化、関係機関との連携体制などを推進していくことが必要である。

また、当市の地域特性や過去の災害履歴などを踏まえると、次のような課題が考えられる。

- 国際観光都市として、大きな宿泊施設が数多くあり、かなりの宿泊客が訪れるということを考慮し、宿泊施設等との連携などの防火対策
- 世界遺産、国宝をはじめとする数多くの歴史文化財に対する防火対策
- 木造住宅の多い密集市街地における防火対策
- 市の総面積の約87%を森林が占めており、林野火災への対策

【地域別の火災件数等の推移】

	今市					日光					藤原					足尾					栗山					
	14年	15年	16年	17年	18年	14年	15年	16年	17年	18年	14年	15年	16年	17年	18年	14年	15年	16年	17年	18年	14年	15年	16年	17年	18年	
建物	16	25	25	19	11	3	0	7	5	5	3	2	2	3	3	2	0	1	0	2	2	0	0	0	2	3
林野	4	3	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
車両	2	4	3	0	2	1	2	0	3	4	2	1	2	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1
その他	13	18	16	12	10	2	2	2	0	0	4	4	10	4	3	0	0	3	2	0	1	2	0	0	0	0
合計	35	50	48	35	25	6	4	9	8	9	9	7	16	7	9	2	0	4	2	3	4	3	0	2	5	5
建物火災焼損面積(m ²)	652	1,560	1,321	740	1,010	760	0	397	141	309	325	2	11	27	151	304	0	75	0	146	268	0	0	2	2	2
建物以外焼損面積(m ²)	3,800	500	500	600	1,800	1,600	700	600	0	0	15,678	2,123	1,310	0	200	0	0	400	0	0	1,350	0	0	0	8,000	8,000

【最近の主な火災履歴（被害が特に大きなもの）】

年 月 日	地域	被害状況
1965(昭和40). 2. 8	藤原	建物火災 高原り災8戸、り災者38名
1966(昭和41). 2. 9	藤原	林野火災 五十里旧藤原町有林（県造林地） 損害面積は約4.3ha
1967(昭和42). 4. 25	栗山	林野火災 湯西川民有林0.8ha焼失
1967(昭和42). 5. 20	栗山	林野火災 鬼怒沼国有林1ha焼失

年 月 日	地域	被 害 状 況
1968(昭和43). 1. 21	藤原	建物火災 7戸、り災者60人
1969(昭和44). 3. 18	足尾	建物火災 赤沢地区12世帯全焼
1969(昭和44). 4. 8	栗山	林野火災 湯西川の村有林6ha焼失
1969(昭和44). 5. 2	栗山	林野火災 湯西川財産区有林8ha焼失
1969(昭和44). 5. 4 ～5. 9	栗山	林野火災 鬼怒沼国有林50ha焼失
1969(昭和44). 10. 13	足尾	建物火災 松原地区30世帯全半焼
1970(昭和45). 6. 26	栗山	建物火災 湯西川旅館1棟焼失
1973(昭和48). 5. 7	日光	建物火災 日光山内火災、殿堂案内組合事務所出火
1974(昭和49). 11. 25	今市	建物火災 平ヶ崎琴平山神社、社務所焼失、木造本堂全焼
1975(昭和50). 1. 26	足尾	建物火災 松原地区12棟全焼
1979(昭和54). 5. 6	栗山	林野火災 湯西川私有林11ha、財産区有林5ha焼失
1980(昭和55). 11. 20	藤原	建物火災 川治プリンスホテル火災 死者45名、負傷者22名、損害額5億3000万円
1981(昭和56). 10. 5	日光	その他火災 日光山内文化財事務所前杉並木火災
1982(昭和57). 11. 12	日光	建物火災 板屋ホテル火災
1983(昭和58). 9. 29	今市	車両火災 瀬尾ガソリンスタンド倉庫、タンクローリー車焼失
1984(昭和59). 12. 26	足尾	建物火災 渡良瀬地区9棟全焼、2棟部分焼
1986(昭和61). 5. 10	藤原	林野火災 高原山焼損面積628ha
1987(昭和62). 5. 9 ～5. 12	栗山	林野火災 9日～12日は湯西川民有林5ha焼失。 10日～12日は川俣国有林7ha焼失
1994(平成6). 4. 22	今市	林野火災 長畑山林6ha焼失、民有林50年杉50本焼失。陸上自衛隊103名と各種車両、ヘリコプター出動
1997(平成9). 4. 29	栗山	林野火災 川俣国有林6ha焼失
1999(平成11). 2. 19	栗山	建物火災 湯西川旅館1, 700㎡焼失

第3 鉱山等災害の状況

足尾銅山は、20世紀初頭には日本の銅産出量の約4分の1を担うほどに成長し、わが国の近代化に大きく貢献した。その一方、急激な鉱山開発は、足尾鉱毒事件に見られる公害を引き起こし、下流域住民を苦しめ、日本の公害の原点と呼ばれた。

足尾地域には、足尾銅山閉山後も多くの鉱山施設が残り、鉱さい堆積場が13箇所設置され、現在も簀子橋堆積場が稼働している。戦後、原堆積場、源五郎沢堆積場の流出事故が発生しており、防災上からも対策が必要となっている。

鉱山等の災害発生を防止するため、経済産業省関東東北産業保安監督部では、鉱山保安法に基づき「ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理に伴う危害や鉱害の防止」などについて指導・監督を行っている。

当市としても、関係機関との連携を図りながら、防災対策を講じる必要がある。特に、稼働中の簀子橋堆積場は、監視体制や集中豪雨時などにおける市民への周知体制の強化が求められている。

第4 その他の災害の状況

当市においては、過去の経験などから、震災、風水害、火災、火山災害、鉱さい堆積場流出事故などの災害が想定される。

これら以外に、毎年発生している日光杉並木街道等の倒木事故、雪害、風害などの自然災害も想定する必要がある。また、石油類などの危険物、高圧ガス、火薬類の施設の事故、鉄道網が市の全域をカバーしており列車事故の可能性、その他の大事故なども考えられる。

第2章 予防

第1節 防災意識の高揚

主管部	行政経営部	関係部	消防本部等
-----	-------	-----	-------

*第2章における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

市（行政経営部）・消防本部は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民並びに防災上重要な施設の管理者に対し、適切な防災意識の啓発を積極的に行うとともに、職員に対する防災教育を行うことにより、防災意識の高揚を図るものとする。

第1 市民に対する防災意識の高揚

1 防災知識の普及啓発

市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所で自ら行動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市（行政経営部）・消防本部は、市民に対し、自主防災思想の普及、意識の向上を図るとともに、家庭等で普段からできる防災対策について、継続的に周知していく。

また、避難勧告等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 主な普及啓発活動等

- ① 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- ② 防災パンフレット、チラシ等の配布
- ③ 広報紙等による広報活動の実施
- ④ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- ⑤ 防災訓練の実施
- ⑥ 防災器具、災害写真等の展示
- ⑦ 各種表彰の実施

(2) 普及啓発すべき防災知識・技術

- ① 災害時の心得
- ② 避難経路、避難所の場所
- ③ 風水害の危険性
- ④ 応急・救護方法
- ⑤ 家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検等）
- ⑥ 注意報・警報等の内容と発表時にとるべき行動
- ⑦ 災害危険箇所
- ⑧ 要配慮者に対する配慮
- ⑨ 消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性 等

(3) 防災週間、火災予防運動等の実施

防災週間や全国火災予防運動をはじめ、各種防災・安全運動等を通じ、自主防災意識の普及、徹底を図る。

- ① 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ② 全国火災予防運動実施週間（春：3月1日～3月7日 秋：11月9日～11月15日）
- ③ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ④ とちぎ防災の日（3月11日）

(4) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として消防防災総合センターを宇都宮市に設置している。

市（行政経営部）は、広報紙等を通じて当該施設の周知、利用を啓発し、大雨、大風等の疑似体験や応急処置の訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

(5) 消防団員等による巡回等

市（行政経営部）・消防本部は、消防団員等による地域の巡回を促進し、災害危険箇所の点検・把握、住家等の危険箇所の地域住民への周知等を行い、防災知識の高揚を図る。

第2 児童・生徒等に対する防災教育

第2編（震災対策編）第2章第21節第1のとおりとする。

第3 防災上重要な施設の管理者等の教育

市（各部等）は、消防本部と協力・連携して、防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力、指導力を養うなど緊急時に対処できる自主防災体制の確立を図る。

また、その他の企業等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対策について知識の普及に努める。

- ・ 危険物等施設（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設）
- ・ 病院、社会福祉施設
- ・ ホテル、旅館
- ・ 大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

市（行政経営部）は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- ・ 気象予警報、土砂災害の種類、竜巻等突風、災害危険箇所等災害に関する知識
- ・ 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- ・ 災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
- ・ 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- ・ その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市、県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

第2編（震災対策編）第2章第1節第6に準ずる。

第7 業務の継続

第2編（震災対策編）第2章第1節第7に準ずる。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自助・互助・共助の精神に基づく地域防災の体制整備については、第2編（震災対策編）第2章第2節「地域防災の充実・ボランティア連携強化」に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

災害時における効果的な災害応急対策の実施に資する防災訓練については、第2編（震災対策編）第2章第3節「防災訓練の実施」に準ずる。

第4節 避難行動要支援者等対策

避難行動要支援者に対する災害時の安全確保については、第2編（震災対策編）第2章第4節「避難行動要支援者等対策」に準ずるほか、下記の項目を追加する。

第6 要配慮者利用施設における対策

1 土砂災害に関する避難確保計画作成の支援及び報告

「土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設一覧」に施設名及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難確保計画を作成し、これを市に報告するものとする。また、当該計画を変更した場合も同様とする。

※ 土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設一覧

2 訓練の実施

上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難訓練を実施し、災害時の対応能力の向上を図る。

3 避難確保計画作成の指示

市（健康福祉部・教育委員会）は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、所有者又は管理者に必要な指示を行い、避難体制づくりの促進を図る。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活の確保については、第2編（震災対策編）第2章第5節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」に準ずる。

第6節 風水害・雪害に強いまちづくり

主管部	災害に強いまちづくり：建設部 治水・砂防・治山対策：建設部・産業環境部	関係部	
-----	--	-----	--

市（建設部）は、風水害・雪害に強いまちづくりを行うため、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、風水害・雪害対策上整備の緊急性の高い箇所等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

市（建設部）は、防災の観点を考慮しつつ、「日光市都市計画マスタープラン」や、県が平成27年に改定した「栃木県都市計画区域マスタープラン」等に基づき、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 防災機能を有する施設の整備

市（建設部）は県等の関係機関と相互に連携し、市街地整備事業等による都市基盤、都市内幹線道路の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(2) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

第2編（震災対策編）第2章第4節第2の3のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

市（建設部）は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリコプター離着陸場等の災害応急対策施設を備え、避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の促進

1 治水対策

当市には、鬼怒川、渡良瀬川、大谷川、田川、男鹿川などの一級河川が流れており、国及び県においては川俣ダムや川治ダムをはじめとするダムの建設など、各種事業により治水対策を推進している。市（建設部）は、水害から市民の生命・財産を保護するため、国及び県に対して、河川の危険箇所の整備促進を要請する。

2 砂防対策

当市には、河川流域に崩壊地が分布し土砂災害の発生のおそれのある地域もあるため、市（建設部）は、国及び県に対して砂防対策の促進を要請する。

3 治山対策

当市には、日光白根山、男体山、赤薙山などの日光火山群の山々が連なり、地形・地質的にもろい地域が多い。また、当市の南西にある足尾山地は、火災と多年にわたる銅製錬の煙害等によりはげ山が多くみられ、緑化工事が進められているものの、災害が発生するおそれのある地域がある。このため、市（産業環境部）は、国及び県に対して治山対策の促進を要請する。

第7節 土砂災害・山地災害予防対策

主管部	土砂災害対策：建設部 山地災害対策：産業環境部	関係部	行政経営部・消防本部
-----	----------------------------	-----	------------

市（建設部・産業環境部・行政経営部）は、大雨、長雨等発生時の土砂災害からまちを保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づく区域の指定等を踏まえ、計画的な予防対策を実施する。

区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	計
重 要 度	◎	◎	◎	◎	◎	
土砂災害警戒区域数(県土整備部所管) H26.4.1現在	251	263	192	122	107	935
山地災害危険箇所数(林野庁・県環境森林部所管) H26.3.31現在	112	(2) 1) 311	(1) 5) 75	(2) 6) 188	(6) 217	(6) 8) 903

() 内数字は国有林内の山地災害危険地区数で内数。

第1 現状と課題

土砂災害・山地災害（がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり）は、毎年のように全国各地で発生している。これらによる犠牲者は、自然災害による犠牲者の中で大きな割合を占めており、当市に大きな被害をもたらした平成10年8月末豪雨災害においても、福島県西郷村で土石流及びがけ崩れにより9名の死者が発生している。

当市には、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所）は935箇所、山地災害危険地区（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）は903箇所へのぼり、市全域に分布している。

土砂災害・山地災害の対策として、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備と併せて、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

※ 災害危険箇所等

第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）から市民の生命、身体及び財産を守るため、市（建設部・行政経営部）は県と連携し、「土砂災害防止法」に基づき、次の対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の指定等

(1) 土砂災害警戒区域

市（建設部・行政経営部）は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）」として指定するにあたり、県に対して協力を行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ市民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定し、次のような措置を実施するにあたり、市（建設部・行政経営部）は県

に対して協力を行う。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

2 予防対策

- (1) 地すべり、山崩れ、がけ崩れによる危険箇所の所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めるよう要請するとともに、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置その他必要な措置をとるよう指導を行う。
- (2) 崩壊防止工事の促進
民有地であっても、一定の条件を具備する場合は、地すべり防止法等の規定により国等の負担で崩壊防止工事が実施できるので、同工事の促進を図るよう努める。

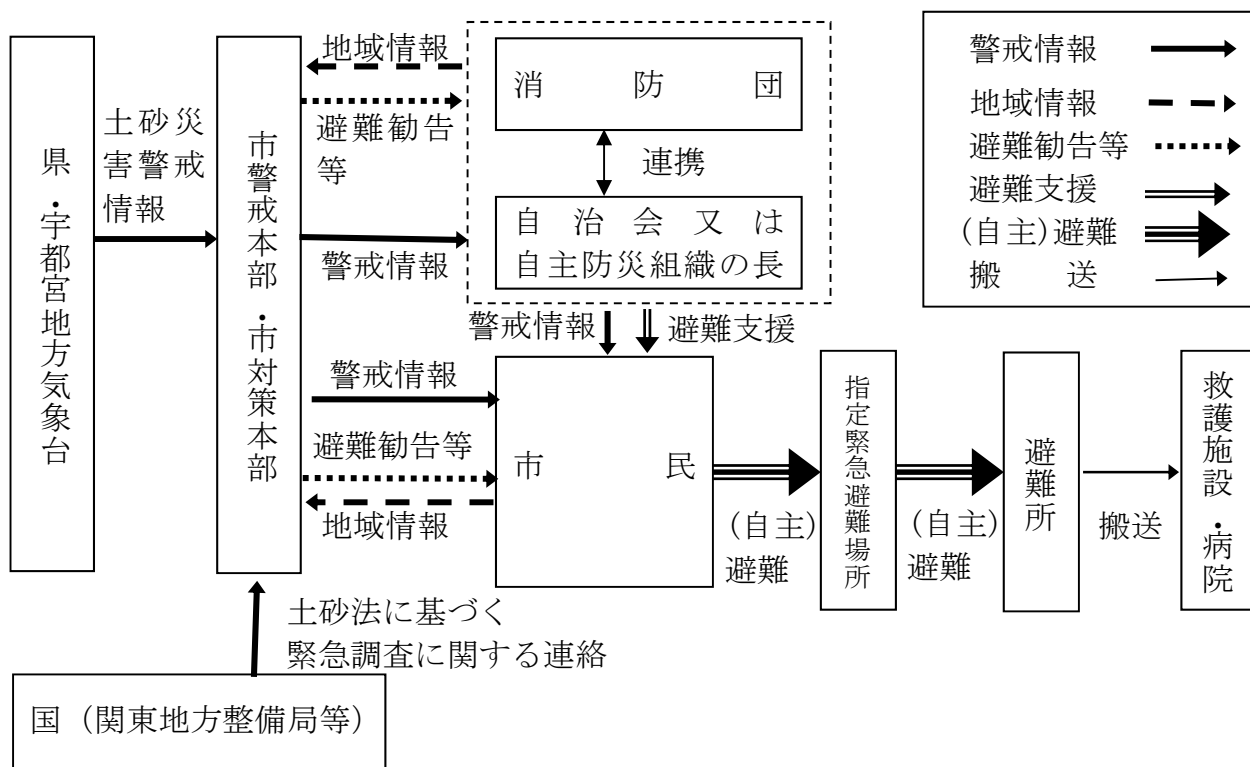
3 警戒区域等における警戒避難体制の整備

- (1) 警戒避難体制の整備
 - ① 市（建設部・行政経営部）・消防本部は、県をはじめとする関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。
 - ② 知事により指定を受けた警戒区域については、その区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

※ 土砂災害危険箇所別避難伝達体制一覧

- (2) 災害危険箇所のデータベース化
市（建設部・行政経営部）は、災害危険箇所の調査結果や防災パトロールによる実態把握、対策の実施状況等の情報のデータベース化を図り、関係機関が共有することにより、災害時の迅速な対応体制づくりを図る。
- (3) 地域住民への周知
地域住民への周知
市（行政経営部・建設部）・消防本部は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項等、警戒区域における円滑な避難を行うために必要な事項について地域住民に周知を行う。

【警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系】



第3 被災宅地危険度判定制度の整備

市（建設部）は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市（建設部）は、「日光市被災宅地危険度判定実施規程」等に基づき、被災宅地危険度判定実施体制を整備する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

市（建設部）は、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

第4 急傾斜地崩壊対策

当市には、急傾斜地崩壊危険箇所は524箇所あり、市全域に分布している。

1 危険箇所の実態調査

市（建設部・行政経営部）・消防本部は県と協力し、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある土地について、県は「急傾斜地崩壊危険区域」として指定し、斜面の崩壊を助長・誘発する行為を制限するほか、崩壊防止工事を実施している。

2 土地所有者等に対する防災措置

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

市（建設部）は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

① 急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域において、県と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

② 急傾斜地崩壊で危険が及ぶと考えられる災害危険区域では、土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的融資制度が活用できる旨の周知を行う。

ア がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

イ 防災集団移転促進事業（所管：国土交通省）

3 市民への周知

市（行政経営部・建設部）は県と協力し、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、市民に対し次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（行政経営部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知する。

○危険状況判断のための着眼点

- ・ 降雨量、積算雨量等の増加
- ・ 崖中途からの地下水の湧出
- ・ がけからの湧水が濁る
- ・ がけに亀裂や割れ目が入る
- ・ 小石がパラパラと落ちてくる

※ 災害危険箇所等

第5 土石流防止対策

当市における土石流危険渓流は398箇所あり、日光地域は特に多く、129箇所にのぼる。

土石流危険渓流について、砂防法により、国・県がその対策を順次実施している。

市（行政経営部・建設部）は県と協力し、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（行政経営部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・ 渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
- ・ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- ・ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・ 渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

※ 災害危険箇所等

第6 地すべり防止対策

当市には、地すべり危険箇所が13箇所ある。

地すべり危険箇所については、「地すべり等防止法」により、県がその対策を順次実施している。

市（行政経営部・建設部）は、県と協力して、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知及び点検を行う。

また、市（行政経営部・建設部）は、市民に対し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知する。

○危険状況判断のための着眼点

- ・地面にひび割れができる
- ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
- ・沢や井戸の水が濁る
- ・斜面から水が噴き出す
- ・池や沼の水かさが急減する

※ 災害危険箇所等

第7 山地災害防止対策

当市には、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）が903箇所ある。

これらの山地災害危険地区については、県が地形地質・森林現況、保全対象等を考慮し緊急性の高いものから順次対策工事を実施している。

市（行政経営部・産業環境部）・消防本部は、県と協力するとともに、県が認定した山地防災ヘルパーと連携しながら広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生未然防止及び被害の軽減を図る。

※ 災害危険箇所等

第8 道路アンダー冠水対策

最近の集中豪雨は、特に狭所に集中し、かつ、多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。道路管理者（建設部）は冠水箇所を公表して注意を喚起するとともに、迅速な初動対応に努める。

1 冠水箇所を公表

道路管理者（建設部）は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

2 対策工事等の推進

道路管理者（建設部）は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するため、被害の発生するおそれが高い箇所について、重点的に対策工事等を推進する。

○対策工事等の例

- ・冠水喚起看板やチェックラインの設置
- ・進入防止柵の設置
- ・設備や排水路の点検

3 初動体制の確立

道路管理者（建設部）は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。併せて、ドライバーに局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合アンダー部には進入しないよう周知を行う。

第8節 水防体制の整備

主管部	消防本部・行政経営部	関係部	建設部
-----	------------	-----	-----

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防施設を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに情報伝達体制、河川管理施設等の水害予防対策を推進する。

第1 水防管理団体の義務

1 水防管理団体等の責務

(1) 水防管理団体（市）の責務

水防管理団体は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者（市長）は、平常時から水防団（消防団）の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

当該水防管理団体の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、消防機関の長等が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、変更したときは知事に届け、関係機関に周知する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

消防本部・水防管理団体は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

2 水防施設の整備

消防本部・水防管理団体は、県と連携し、国が推進する河川防災ステーションの整備事業の制度を活用するなど、水防活動拠点の整備に努める。

3 観測・伝達体制の強化

市（行政経営部）は、県防災行政ネットワークを通じて河川水位・雨量情報を収集する。また、異常気象時は、防災行政無線、インターネット、広報車等を利用して、市民に対して雨量・水位情報等の提供を行う。

※ 雨量・水位観測所一覧

4 訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化

(1) 消防本部・水防管理団体は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 消防本部・水防管理団体は、計画的に水防訓練を実施する。

(3) 消防本部・水防管理団体は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法

をあらかじめ検討する。

第3 河川管理施設等の水害予防対策

1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

(2) 事業計画

- ① 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、河川改修整備を実施する。
- ② 水防活動の的確な実施を図る。

2 ダム施設（多目的・利水ダム）

市域には、多目的ダムである川俣ダムや川治ダム、発電専用の栗山ダムや今市ダムなど、多くのダムが立地している。また、平成24年には、湯西川ダムが完成した。

(1) 市（行政経営部）は、ダム施設の管理者に対して、日常の保守管理における安全対策と耐震化を要請する。

(2) 市（行政経営部）は、各ダム施設の管理者との連絡体制の整備に努める。

※ ダム施設現況一覧

第9節 積雪・雪崩・融雪害予防対策

主管部	積雪対策：建設部・市民生活部 雪崩防止対策・融雪害予防対策： 建設部・産業環境部	関係部	各部等
-----	--	-----	-----

市（建設部等）は、豪雪害・雪崩による被害の軽減を図るため、特に豪雪地帯である奥日光や藤原地域、栗山地域において、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪出水等防止のための雪害対策を実施する。

第1 豪雪地帯対策基本計画による対策の推進

当市では、本編第1章第1節第4に記載のとおり、日光地域、藤原地域、栗山地域の3地域が、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく豪雪地帯として指定されている。豪雪地帯においては、県が策定した「栃木県豪雪地帯対策基本計画」に基づき、道路整備や、除排雪体制の充実、防雪施設の整備等雪害対策を推進していく。

第2 積雪対策

1 道路整備

冬期間における市民の安全な生活の確保を図るため、市（建設部）は、県及びその他の道路管理者と連携し、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- (1) 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- (2) 防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- (3) 路盤改良
- (4) 流雪溝の設置
- (5) 堆積帯、チェーン着脱帯の確保

2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保できるよう、市（建設部）は、県及びその他の道路管理者と連携し、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- (1) 除雪機械の整備充実
- (2) 除雪要員等の動員体制
- (3) 所管施設の点検
- (4) 除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- (5) 備蓄品の保管庫の整備

3 雪に強い住宅環境の整備

市（建設部・市民生活部）は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、雪に強い住宅環境の整備を推進する。

- (1) 屋根雪下ろし
 - ① 屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。
 - ② 高齢者等自力での屋根雪下ろしが困難な世帯等をあらかじめ把握し、積雪の際に人員の派遣やボランティア、地域住民の協力による雪下ろし応援体制の整

備を推進する。

(2) 雪に強い家づくりの推進

市（建設部）は、住宅の耐雪構造化や屋根融雪装置の設置、自然落雪型の住宅などに関する情報の提供や指導を行うなど、雪に強い家づくりの普及促進を図る。

4 公共建築物の対策

市（建設部・各部等）・施設等の管理者は、管理する施設の耐雪性の確保を図るとともに、次の雪害予防対策を講じる。

- (1) 降雪期前に、建物の調査・点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。
- (2) 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。
- (3) 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。
- (4) 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

第3 雪崩防止対策

当市の雪崩危険箇所は、豪雪地帯である奥日光、藤原地域、栗山地域の3地域に分布し、合計185箇所ある。

県は、雪崩防止対策として、森林の整備や雪崩防止工事の実施、市民への周知などを推進している。市（建設部・産業環境部）は、県に協力するとともに、周辺に居住する地域住民等を中心に、広く危険箇所の周知及び点検を行う。

※ 雪崩危険箇所一覧

第4 融雪害予防対策

県は、融雪に伴う地すべりや洪水災害等を防止するため、県が実施する土砂災害警戒区域等の指定や洪水災害対策、森林整備を推進している。市（建設部・産業環境部）は、県に協力するとともに、周辺に居住する地域住民等を中心に、広く危険箇所の周知及び点検を行う。

第10節 農林水産業関係災害予防対策

災害時における農林水産業被害を最小限に止めるための予防対策については、第2編（震災対策編）第2章第8節「農林水産業関係災害予防対策」に準ずる。

第11節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備

主管部	行政経営部	関係部	消防本部
-----	-------	-----	------

台風、豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るため、市（行政経営部）・消防本部は、警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

第1 宇都宮地方気象台から発表される防災気象情報

1 警報、注意報等の防災気象情報

【大雨・豪雨時に発表する防災気象情報】

防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 (府県情報) <大雨に関する情報/台風に関する情報等>	警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」という情報を発表。	台風に関する情報など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が本県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表されている。情報の有効期間(注意が必要な期間)は、発表してから1時間。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページより「竜巻発生確度レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様を注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表。	現象の将来的見通しとして、警報の可能性及びその発表時期への言及を行うことがある。
警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表。	対象となる重大な災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。

特別警報	数十年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨、暴風、大雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表。 *大津波3m、噴火警報レベル4以上は特別警報相当とする。	住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっている。
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度にしか発生しないような短時間の大雨(1時間雨量110mm以上)を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに、発生時刻、場所、雨量を直ちに気象台が発表。	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生が高まっていることを周知する。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生危険度のさらにも高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で栃木県(砂防水資源課)と宇都宮地方気象台が共同で発表。	土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長による避難勧告等の災害応急対応や住民の自主避難の参考となるよう県と気象台が共同で発表する防災情報。また、雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。

【宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分】

防災気象情報		日光地域(日光市)	
注意報	大雨注意報	表面雨量指数	11以上
		土壌雨量指数	82以上
	洪水注意報	流域雨量指数	鬼怒川流域=43.2以上、渡良瀬川流域=21.1以上、田川流域=6.4以上、大谷川流域=30.5以上、湯川流域=11.6以上、湯西川流域=11.5以上、板穴川流域=16.2以上、砥川流域=10.3以上、古大谷川流域=6.1以上、男鹿川流域=19.3以上、行川流域=9.6以上、赤堀川流域=7.4以上

防災気象情報		日光地域（日光市）	
		複合基準	湯西川流域=表面雨量指数 8 以上かつ流域雨量指数 11.5 以上、赤堀川流域=表面雨量指数 5 以上かつ流域雨量指数 7.4 以上
	強風注意報	平均風速	1 2m/s 以上
	風雪注意報	平均風速	1 2m/s 以上 ただし、雪を伴う
	大雪注意報	2 4時間降雪量	平地 1 0 cm 以上、山地 3 0 cm 以上
	なだれ注意報	2 4時間降雪量	3 0 cm 以上
		その他	積雪 4 0 cm 以上かつ日最高気温 6℃以上
警報	大雨警報	表面雨量指数	1 4
		土壌雨量指数	1 3 8 以上
	洪水警報	流域雨量指数	鬼怒川流域=61.7, 渡良瀬川流域=30.1, 田川流域=9.2, 大谷川流域=38.2, 湯川流域=14.6, 湯西川流域=14.4, 板穴川流域=20.3, 砥川流域=12.9, 古大谷川流域=7.7, 男鹿川流域=24.2, 行川流域=13.7, 赤堀川流域=9.3
		複合基準	湯西川流域=表面雨量指数 8 以上かつ流域雨量指数 12.9 以上
	暴風警報	平均風速	2 0m/s 以上
	暴風雪警報	平均風速	2 0m/s 以上 ただし、雪を伴う
	大雪警報	2 4時間降雪量	平地 3 0 cm 以上、山地 7 0 cm 以上

第2 市の対応

1 気象情報の収集及び周知

市（行政経営部）・消防本部は、日頃から県防災行政ネットワーク等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。

また、災害に結びつくと思われる気象情報については、防災行政無線、インターネット、広報車、自治会、自主防災組織等への連絡等により、関係住民への周知に努める。

2 河川水位・雨量データの収集

市（行政経営部・建設部）は、県リアルタイム雨量・河川水位観測情報システムを利用し、異常気象時における雨量、水位情報の収集及び河川情報等の収集に努める。

3 土砂災害警戒情報の活用

避難勧告等が適切かつ迅速な判断のもと行えるよう、市（行政経営部）は、土砂災害警戒情報システムの習熟に努め、土砂災害警戒情報の活用を図る。

また、この情報は市民の自主避難の判断の目安ともなるため、防災行政無線、インターネット、広報車、登録制メール配信システム（日光市防災メール）、自治会、自主防災組織等への連絡等により、情報が確実に伝わるよう講ずる。

第12節 情報通信の整備

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制の整備については、第2編（震災対策編）第2章第10節「情報通信の整備」に準ずる。

第13節 避難体制の整備

主管部	避難所等指定：行政経営部 避難体制：行政経営部 避難所管理・運営体制：市教育委員会・健康福祉部	関係部	避難体制：消防本部 避難所管理・運営体制：地域振興部等
------------	--	------------	--

市（行政経営部等）は、災害発生時に危険区域にいる市民、駅等の帰宅困難者、ホテルの利用者等の混乱を軽減し避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導体制、避難所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、避難に関する知識を市民に対し周知徹底する。

第1 指定緊急避難所及び指定避難所等の指定・整備

市（行政経営部）は、学校体育館や公立公民館などを対象に、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所としての指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）と、被災者が一定期間生活する場所としての指定避難所（以下「避難所」という。）を指定しているが、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化などを考慮して、状況に応じて適宜見直す。その際は、次の事項に留意して見直す。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに公示して市民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

1 緊急避難場所の指定

(1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

- ① 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- ② 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
- ③ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。
- ④ 地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危害を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

(2) 災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 避難所の指定

(1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

- ① 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。
- ② 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

(2) 上記の基準に加えて、次の事項にも留意すること。

- ① 原則として地域別に指定し、高齢者、障がい者、幼児等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- ② 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害

により重大な被害が及ばないこと。

③ 生活面を考慮し、バリアフリー化された施設が望ましいこと。

④ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

(3) 避難者の体調やプライバシーに配慮し、避難状況（長期的な避難等）に応じて、市有宿泊施設の活用も考慮する。

2 避難所等の整備にあたっての留意事項

(1) 避難収容施設においては、耐震性の確保に努めること。

(2) 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。

(3) 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。

(4) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。

(5) 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の平成28年3月22日付内閣府（防災担当）・総務省消防庁事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」、誘導標識、案内板等の設置に努めること。

(6) 食料・飲料水の供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性、要配慮者等に配慮した生活必需品等の確保を検討すること。

※ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第2 避難に関する知識の周知徹底

市（行政経営部）、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所等への持出品、避難勧告等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民の周知徹底に努める。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

1 主な周知方法

(1) 自主防災組織等を通じた周知（市）

(2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）

(3) 避難所等マップ配布による周知（市）

(4) 広報紙、インターネットによる周知（市、県）

(5) NTTハローページ（レッドページ）掲載による周知（県）

(6) 平素の警察活動での周知（県警察）

2 避難市民への注意事項・携行品

(1) 注意事項

① 車両による避難は、原則として禁止する。

② 避難に際しては必ず電気、火気、危険物等の始末を完全に行う。

（会社、工場等にあっては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置）

③ 携行品はリュック等に入れ、両手の自由を確保し、過重な携行を避ける。

(2) 携行品の内容

① 貴重品（保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書）

② 食料品（水、応急食料、高齢者や幼児用食品）

- ③ 応急医薬品
- ④ 衣類（肌着、防寒着等）
- ⑤ その他（ラジオ、懐中電灯）

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市（行政経営部）は、土砂災害警戒区域等や、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

2 避難準備・高齢者等避難開始発令体制の確立

市（行政経営部等）は、避難に時間がかかる避難行動要支援者の早期避難、その他の市民には避難準備を促すため、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合に、危険予想地域に居住する地域住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備・高齢者等避難開始を発令する体制を確立する。

3 避難伝達手段の整備

市（行政経営部）・消防本部は、土砂災害警戒区域等や浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系その他の防災行政無線の整備や防災行政無線のデジタル化、職員による広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達などのほか、携帯端末の緊急速報メール及びメール斉配信システムなど、多様な伝達手段の整備に努める。

4 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市（行政経営部等）は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ① 各地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- ② 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ③ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ④ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ⑤ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

① 避難行動要支援者対策

市（健康福祉部）は、県と連携して、避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携を綿密に行っておくよう努める。

ア 社会福祉施設

市（健康福祉部）は、避難行動要支援者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難計画を策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。
（第2編（震災対策編）第2章第4節参照）

② 観光客対策

市（観光部）は、宿泊施設や名所・旧跡等の施設管理者に対して、避難所並びに避難経路の周知を図るとともに、これらの施設管理者と連携し、避難体制について確立しておくように努める。

③ 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模風水害等により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送等の計画を策定しておくものとする。

また、市の定める避難所等へ避難させることを想定し、市（市民生活部）と駅の管理者は連携し、避難体制について確立しておくよう努めるものとする。

④ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市（行政経営部）は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

(3) 土砂災害に係る避難訓練

市（行政経営部等）は、国、県、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施する。

なお、訓練は実践的な避難訓練となる様、広く市民の参加が得られるよう努める。

第4 避難所等管理・運営体制の整備

1 避難所等管理体制の確認

市教育委員会・市（健康福祉部等）は、避難所等がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法等も毎年度確認しておく。

なお、各部等における避難所等の所管は、次のとおりとする。

所管部	所管する避難所等
健康福祉部	健康福祉部の公共施設、各部等の所管に属さない施設
市教育委員会	市・県教育委員会の公共施設、集会所
地域振興部	地域振興部の公共施設、自治公民館
産業環境部	産業環境部の公共施設、農業協同組合・森林組合の施設
建設部	建設部の公共施設
観光部	観光部の公共施設、地域の宿泊施設等

2 職員派遣体制の整備

市教育委員会・市（健康福祉部等）は、災害発生初期において避難所等管理・運営を円滑に行うため、避難所等への職員派遣基準・体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（行政経営部・健康福祉部・地域振興部）は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

第14節 消防・救急・救助体制

主管部	消防本部	関係部	行政経営部
-----	------	-----	-------

大規模災害時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急処置、救急搬送等が行えるよう、消防本部・市（行政経営部）は、消防団、県と連携して、平常時から消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 組織の充実強化

消防本部・市（行政経営部）は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図り、中・長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進するとともに、消防団員の確保と資質の向上を図りながら、消防体制の強化に努める。

※ 消防組織・施設の状況

第2 救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部・市（行政経営部）は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

第3 地域防災力の向上

消防本部・市（行政経営部）は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、市民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

第4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化するものとする。

第5 県消防防災ヘリコプター等による救助・救急の受け入れ体制の整備

市（行政経営部）・消防本部は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、ヘリコプターの離着陸場の確保を図る。

第6 応援受入・連携体制の整備

消防本部は、第2編（震災対策編）第2章第2.2節第2のとおり広域的な救急・救助応援受入体制を整備するものとする。また、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図るものとする。

なお、市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

第15節 医療救護体制の整備

大規模災害発生時における負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動の体制整備については、第2編（震災対策編）第2章第13節「医療救護体制の整備」に準ずる。

第16節 緊急輸送体制の整備

被災地域へ応急対策人員、援助物資等の輸送に関する体制整備については、第2編（震災対策編）第2章第14節「緊急輸送体制の整備」に準ずる。

第17節 防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため防災拠点の整備については、第2編（震災対策編）第2章第15節「防災拠点の整備」に準ずる。

第18節 建築物等災害予防対策

主管部	民間建築物の予防対策：建設部 公共建築物の予防対策：各部等	関係部	
-----	----------------------------------	-----	--

風水害等による建築物の安全性の確保を促進するため、市（建設部・各部等）・施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止等必要な防災対策を講じる。

第1 一般建築物に対する予防対策

1 老朽危険建築物に対する調査、指導

老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について、県が調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等への指導、助言を行うことになる。その際、市（建設部）は、県に協力するものとする。

2 特殊建築物の検査、指導

旅館、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、県が、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導することになる。その際、市（建設部）は、県に協力するものとする。

3 落下物・飛散物防止対策

市（建設部）は、県と協力し、風圧等による落下物・飛散物の防止のため、施設管理者及び市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（第2編（震災対策編）第2章第15節参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院、診療所、保健福祉センター等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防署、消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、文化・スポーツ施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等）

2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

市（各部等）、その他の施設管理者は、建築基準法、消防法等の法令で定める技

術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

市（各部等）、その他の施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ① 飲料水の確保
- ② 非常用電源の確保
- ③ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- ④ 配管設備類の固定・強化
- ⑤ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- ⑥ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

市（各部等）、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- ① 法令に基づく点検等
- ② 建設時の図面及び防災関連図面
- ③ 施設の維持管理の手引

第19節 公共施設等災害予防対策

主管部	ヘリコプター離着陸場：行政経営部・消防本部 上下水道施設：上下水道部 廃棄物施設：産業環境部	関係部	
-----	--	-----	--

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努めるものとする。

第1 輸送施設の対策

1 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じるものとする。

(1) 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

(2) 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

(3) 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行うとともに、運転規則によって災害の防止に努める。

2 ヘリコプター離着陸場の整備

市（行政経営部）・消防本部は、施設等の管理者と連携し、災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、次のとおりヘリコプターの受入体制の整備に努める。

(1) 市（行政経営部）・消防本部は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、ヘリコプター離着陸場について、施設等の管理者等と協議して選定するとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

(2) ヘリコプター離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場等として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

※ ヘリコプター離着陸場一覧

第2 ライフライン関係機関の対策

1 上水道施設

水道施設の管理者（上下水道部）は、水が市民の生命維持に必要な不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 書類の整備
施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。
- (2) 貯留水の確保
配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しや断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。
- (3) 二次災害防止
ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
- (4) 施設の維持管理
点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。
- (5) 配水管路等の改良
石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。
- (6) 応援体制の整備
給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。
- (7) 応急復旧用資機材の備蓄
応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

2 下水道施設

下水道施設の管理者（上下水道部）は、次により施設の災害予防対策を講じるものとする。

- (1) 書類の整備
施設台帳、施設仕様書等を整備しておく。
- (2) 二次災害の防止
水処理センター内の薬液注入設備、重油、ガス等の燃料用設備等について、地震による漏洩、火災等の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
- (3) 施設の維持管理
災害発生に備え施設の日常管理点検に努め、水処理センターについては、運転維持管理業者と災害対応マニュアルを作成しておく。
さらに、施設の耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。
- (4) 施設の整備
施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。
- (5) 応急復旧用資機材の備蓄
応急復旧が迅速に行えるよう主要資機材の備蓄に努める。

3 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社

では、次の予防措置を講じるものとする。

(1) 巡視、点検等の実施

台風、豪雨に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

なお、関係法規の定めるところにより、次の業務を実施する。

① 一般需要家の屋内電気工作物

屋内の一般用電気工作物は4年に1回電路の絶縁抵抗測定を実施する。

② 配電線路（引込線を含む。）

ア 2年に1回の巡視を実施する。なお、市街地など地域環境変化の著しい地域は、半年に1回のパトロールを実施する。

イ 柱上変圧器の第2種接地抵抗箇所は5年に1回測定し、高压電路と低压電路との混触時における低压電路の電位上昇防止に努める。

(2) 施設対策

① 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害による被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖化等）を実施する。

イ 送電設備

架空電線路は、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート回避、擁壁、石積み強化を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋内機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

② 風害対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処する。

③ 雷害対策

ア 送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、鉄塔等の接地抵抗の低減等を行う。

イ 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け、対処する。

(3) 要員、資機材の確保対策

① 要員の確保

ア 非常災害対策本（支）部構成表に基づく個々の要員（交代要員を含む。）を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本（支）部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について出動すべき最寄事業所を定めておく。

イ 復旧作業等において応援を必要とする請負会社等との連絡体制を確立しておく。

② 資機材等の確保対策

ア 復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機、無線局等について、あらかじめ災害時における調達について特約しておくなど、その確保、整備に努める。

イ 非常用食料、飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄等により確保しておく。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時の円滑な対応を図るため、情報連絡、本・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を定期的に全店をあげ実施する。

4 都市ガス施設

(1) 施設の安全化対策

鬼怒川ガス(株)では、台風、洪水等発生時において、施設に係る災害を未然に防止するため、安全化対策を進めるものとする。

設備、施設は、ガス事業法、建築基準法、道路法などの関係法規、土木学会の諸基準、日本ガス協会基準に基づき設計し、安全化対策に努めるものとする。

既設の設備、施設については、ガス事業法に基づく定期点検、自主保安検査の実施により、常に技術基準を適合している状態を維持する。さらに施設の堅牢化を図るとともに、緊急操作設備を充実強化するものとする。

(2) 災害防止のための体制の整備

① 台風、洪水等発生時において、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

② 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材はメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

③ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

(3) 防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市、消防本部、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

(4) 災害発生時の措置に関する教育訓練

① ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

② 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

(5) 消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガスの供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

第3 その他の公共施設の対策

1 廃棄物処理施設

市（産業環境部）は、県及び処理業者等民間事業者との連絡体制を整備するとともに、災害に強い施設の整備に努め、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じる。

- (1) 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。
- (2) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (3) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (4) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (5) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

第20節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故の防止対策については、第2編（震災対策編）第2章第18節「危険物施設等災害予防対策」に準ずる。

第21節 鉱山災害等予防対策

災害発生時における、鉱山、採石場等における鉱山災害の予防対策については、第2編（震災対策編）第2章第19節「鉱山災害等予防対策」に準ずる。

第22節 文教・文化財対策

災害発生時の児童・生徒の安全確保並びに文化財の災害予防対策については、第2編（震災対策編）第2章第21節「文教・文化財対策」に準ずる。

第23節 防災関係機関相互応援体制の整備

大規模災害における他市町村間の広域相互応援体制、県等との協力体制等の整備については、第2編（震災対策編）第2章第22節「防災関係機関相互応援体制の整備」に準ずる。

第24節 孤立地区対策

災害により集落が孤立した場合の救援体制や地区の自立性・持続性を高めるための対策については、第2編（震災対策編）第2章第23節「孤立地区対策」に準ずる。

第25節 倒木災害予防対策

主管部	市教育委員会	関係部	観光部・建設部
-----	--------	-----	---------

台風や春一番などの強風発生時における日光杉並木の倒木災害を防止するため、市教育委員会は、県教育委員会、国等と連携して、平常時から災害予防対策に努める。

第1 現状と課題

当市には、日光街道、日光例幣使街道、会津西街道の3街道の両側に、世界最長を誇る（総延長37km）日光杉並木がある。日本では唯一、国の特別史跡及び特別天然記念物の二重指定を受け、歴史的にも貴重な財産である。

しかし、近年は、排気ガスや周辺の開発により傷みが激しく、台風や突風等による倒木、枯れ木の伐採を含めると、毎年約60本から100本程度消えている。平均樹高27mの巨木が倒木した場合は、道路交通への障害が生じるだけでなく、住家など建築物の損壊や人的被害、ライフラインへの支障など大きな影響を及ぼすおそれがある。七里では、平成14年12月には、杉2本が強風により倒れて道路をふさぎ、大型トレーラーと衝突し、さらに電線が損傷し、付近の350世帯が約2時間停電している。

また、平成27年8月には例幣使街道において杉27本が突風（ダウンバースト）により倒れ、3日間に渡り通行止めとなる災害が発生している。

市教育委員会は、県教育委員会、国、関係機関と連携し、杉並木の保存に努めつつ、倒木による被害の発生防止若しくは被害を最小限に防ぐための対策を推進する必要がある。

第2 倒木予防対策の推進

1 杉並木の保存

市教育委員会は、県と連携し、日光杉並木の保護に努める。また、重要な文化財である日光杉並木に対する市民の理解が深まるよう知識の普及啓発に努めるとともに、日光杉並木の保護活動を推進する団体の各種事業の周知や保護活動への参加促進などを行う。

2 倒木災害予防対策

- (1) 市教育委員会は県教育委員会と連携し、杉並木の状況の把握に努める。
- (2) 市教育委員会は、文化財である杉並木の倒木災害による被害を防ぐため、強風注意報や暴風警報などの防災気象情報が発表された場合には、沿道沿いの通行を控えるよう市民に周知する。また、当地は観光名所となっているため、観光協会や宿泊施設等を通じて、観光客への注意喚起に努める。

第3 倒木災害の体制整備

市教育委員会は、県教育委員会と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、道路管理者が速やかに倒木の除去等の措置が行えるよう体制の整備に努める。

第26節 災害廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に対処することができるようにするための常時からの体制整備については、第2編（震災対策編）第2章第24節「災害廃棄物等の処理体制の整備」に準ずる。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

主管部	行政経営部	関係部	消防部・各部
-----	-------	-----	--------

*第3章における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、市(行政経営部・消防部)は、必要な職員を配備し、各地域における活動体制について万全を期すものとする。

当市は広大な面積を有するため、災害が発生した場合には、各地域の自立性を踏まえながら、市全体としての災害応急対策が求められる。また、各行政センターにおいては、災害発生時には自らの的確な状況判断に基づく災害応急対策が必要となる場面も考えられる。さらに、孤立地区発生等も想定し、各地区センター等においては情報収集を行うなど、拠点施設に準ずる役割が求められる。そのため、各地域の活動体制を有効に相互活用して、市全体が補完しあう体制づくりや、災害発生地域へのバックアップ・支援体制の確立を図る。

地域	拠点施設	準拠点施設
今市地域	本庁舎	落合地区センター 豊岡地区センター 大沢地区センター 塩野室地区センター 南原出張所 市民サービスセンター
日光地域	日光行政センター	小来川地区センター 清滝出張所 中宮祠出張所
藤原地域	藤原行政センター	三依地区センター
足尾地域	足尾行政センター	
栗山地域	栗山行政センター	湯西川地区センター

第1 市の配備体制

【職員の配備区分及び配備体制】

配備体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
注意体制	①気象注意報の発表 ②小規模な災害が発生するおそれがある場合	小規模災害の情報収集及び災害応急対策を行う体制	行政経営部総務課・地域振興部行政センターの防災担当職員は自宅待機。ただし、小規模な災害が発生した場合は直ちに登庁

第1警戒体制	①気象警報の発表 ②中規模な災害が発生するおそれがある場合 (台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合)	災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び災害応急対策を行う体制	行政経営部総務課・地域振興部行政センター職員、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁 災害対策関係職員とは、主に道路等の公共施設、ライフライン等を担当する職員である。
第2警戒体制	①土砂災害警戒情報の発表 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	
本部体制	①特別警報の発表 ②大規模な災害が発生するおそれがある場合 ③大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が設置され、市の全域をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が直ちに登庁

第2 注意体制

1 注意体制の配備

小規模な災害が発生した場合、行政経営部総務課、地域振興課行政センターの防災担当職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) その他災害応急対策

第3 第1警戒体制

気象警報が発表された場合及び中規模な災害が発生するおそれがある場合、行政経営部総務課、地域振興部行政センター職員、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) その他災害応急対策

第4 市災害警戒本部(第2警戒体制)

市(行政経営部)は、市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置するに至るまでの措置、市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を設置し、次の災害応急対策を実施する。

1 市警戒本部の設置

(1) 市警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において、市警戒本部を設置する。

- ① 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ② 市内に中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合
- ③ その他副市長が市警戒本部の設置を必要と認めるとき

(2) 設置場所

市警戒本部は、市役所本庁舎内に設置する。本庁舎内に市警戒本部を設置することができない場合は、消防本部に設置する。消防本部に設置することができない場合は、警戒本部長の指定する場所に設置する。

(3) 市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、市警戒本部は解散する。

- ① 被害の発生するおそれなくなったと警戒本部長が認めたとき。
- ② 災害応急対策がおおむね終了したと警戒本部長が認めたとき。
- ③ 市対策本部が設置されたとき。

2 市警戒本部の業務

市警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 市対策本部を設置していない場合における災害応急対策の実施に関すること。
- (2) 被害状況の調査に関すること。
- (3) 消防部、県等関係機関との災害に関する情報の交換及び整理に関すること。
- (4) 被害情報の県への報告に関すること。
- (5) 地域間の連絡調整に関すること。
- (6) 市対策本部の設置に関すること。
- (7) その他必要事項に関すること。

3 市警戒本部の構成員

市警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長（行政経営部長）、総合政策部長、地域振興部長、市民生活部長、健康福祉部長、観光部長、産業建設部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防長等の職員及び必要に応じた人員で構成するものとする。

4 代決者

市警戒本部長が不在時等の意思決定は、警戒副本部長とし、警戒副本部長が不在の場合は総合政策部長が行う。

第5 市災害対策本部

市（行政経営部）は、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 市対策本部の設置、解散の時期等

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において、市長が必要と認めるとき

- ① 特別警報が発表されたとき
- ② 大規模な災害が発生するおそれがある場合

- ③ 大規模な災害が発生した場合
 - ④ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生したとき
 - ⑤ その他市長が必要と認めるとき
- (2) 市対策本部の設置場所
- ① 市対策本部は、市役所本庁舎内に設置する。大規模災害により本庁舎が使用不能になった場合は、消防本部に設置する。消防本部に設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。
 - ② 市対策本部には、市対策本部の所在を明確にするため「日光市災害対策本部」の掲示をする。
- (3) 市対策本部の解散
- 市対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策をおおむね完了したと本部長が認めたときに解散する。
- ※ 日光市災害対策本部条例

2 防災関係機関、市民等への市対策本部の設置・廃止の通報等

- (1) 市対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。
- ① 県危機管理課
 - ② 他市町村
 - ③ 陸上自衛隊第12特科隊
 - ④ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
 - ⑤ その他の関係機関
- (2) 市対策本部を設置し、又は廃止したときは、市民に対し、防災行政無線、広報車、ホームページその他確実かつ迅速な方法で周知する。

3 市対策本部の運営

- (1) 市対策本部の業務
- 市対策本部は、次の災害対策業務を実施する。
- ① 災害救助法の実施に関すること。
 - ② 災害応急対策の実施・調整に関すること。
 - ③ 市対策本部の活動体制に関すること。
 - ④ 地域間の連絡調整に関すること。
 - ⑤ 県及び他市町村への応援要請に関すること。
 - ⑥ 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること。
 - ⑦ 災害広報に関すること。
 - ⑧ 応援に関すること。
 - ⑨ 市対策本部の解散に関すること。
 - ⑩ その他災害対策の重要な事項に関すること。
- (2) 市対策本部会議
- ① 市対策本部会議の構成
- 市対策本部会議は、本部長、副本部長（副市長）、本部員（各部長等）で構成し、災害応急対策の基本的な事項について協議する。
- ② 市対策本部会議の開催
- ア 本部長は、市対策本部の運営、災害応急対策の推進に関し、必要と認める

ときは、市対策本部会議を招集する。

イ 本部員は、市対策本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を行政経営部長に申し出るものとする。

③ 市対策本部会議の協議事項

ア 市対策本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 県その他関係機関に対する災害応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

エ その他災害対策に関する重要事項

④ 協議事項の実施

市対策本部会議の決定事項については、担当部長は、他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速な実施を図るものとする。

⑤ 市対策本部会議の庶務

市対策本部会議の庶務は、市対策本部事務局（行政経営部総務課）が担当する。

4 市内被災地域への支援体制

当市は広大な面積を有するため、災害が一部の地域に限定される場合も考えられる。そのため、災害発生初期の段階等においては、被災地域への重点的な支援が図られるような体制を構築する。

市対策本部各部の職員は、市対策本部のもとで応急対策にあたることになるが、所管の分掌事務の実施に猶予が認められる各部の職員は、本部長の指示等により、被災を受けた地域や事務が集中する他の部の支援を行うものとする。

5 現地災害対策本部の設置

(1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、次の事務を行う。

① 被害情報、対応、支援状況、復旧状況等の把握

② 市対策本部、国、県、関係機関等との連絡調整

③ 緊急を要する災害応急対策の実施

④ その他災害対策に関する必要な事務

(2) 本部長は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、現地本部長及び現地本部員を指名する。

(3) 現地災害対策本部は、行政センター又は被災地に近い学校、公民館等を利用して設置する。

(4) 市対策本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。

6 代決者

市の幹部職員及び災害対策担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、状況に応じた意思決定の手順を決めておく。

※ 市災害対策本部員の代替職員

7 本部職員の認証等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害応急対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害応急対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

8 市対策本部の組織図

※ 市災害対策本部の体制図

9 市対策本部の事務分掌

※ 市災害対策本部条例、市災害対策本部の事務分掌

第6 動員計画

1 動員体制の整備

- (1) 各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ確かな動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努める。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

2 連絡責任者の任命及び責務

- (1) 各部においては、業務連絡の責任者を定めるものとする。
- (2) 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。
- (3) 連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を行政経営部長まで届け出るものとする。

3 動員の方法

- (1) 幹部職員等への連絡手段の確保
市の幹部職員、防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、できる限り携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。
- (2) 勤務時間内における動員
 - ① 行政経営部長は、市長の指示等により配備体制がとられた場合は、本部連絡員及び行政センター連絡員にこれを伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。
 - ② 本部連絡員及び行政センター連絡員は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
 - ③ 行政経営部長は、消防部に非常配備を伝達する。
- (3) 勤務時間外、休日における動員
 - ① 各職員の措置
休日、勤務時間外に災害が発生した場合、あらかじめ配備体制に応じて指名された配備要員は、直ちに本庁舎及び行政センター等に登庁し、状況に応じた適切な措置を行うものとする。
なお、配備要員以外の職員は、テレビ等で災害情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。
 - ② 参集困難な際の措置

大規模災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、その旨を所属長等に連絡するとともに、避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い、災害応急対策活動に従事するものとする。

③ 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動や災害応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。なお、各職員は、直ちに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(ア) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

(イ) 緊急措置

職員は、参集を最優先とするものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防部又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

主管部	行政経営部・消防部	関係部	
-----	-----------	-----	--

災害が発生した場合、救出・救護活動等の災害応急対策活動や市民の避難勧告等の判断を行うため、市（行政経営部・消防部）は、24時間体制で速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重 要 度	○	◎	◎	◎	◎
市防災行政無線 (移動系)	整備	未整備	未整備	未整備	未整備
防災行政情報シ ステム (同報システム)	整備	整備	整備	整備	整備
拠点施設	本庁舎	日光行政セ ンター	藤原行政セ ンター	足尾行政セ ンター	栗山行政セ ンター

第1 情報収集体制

市（行政経営部・消防部）は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（行政経営部長・総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害情報の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である行政経営部総務課防災担当職員は、災害発生後直ちに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

県防災行政ネットワークの気象情報配信システムを活用して気象情報等を、また消防本部等から災害情報等を24時間体制で受信し、直ちに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

※ 栃木県火災・災害等即報要領

3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図る。

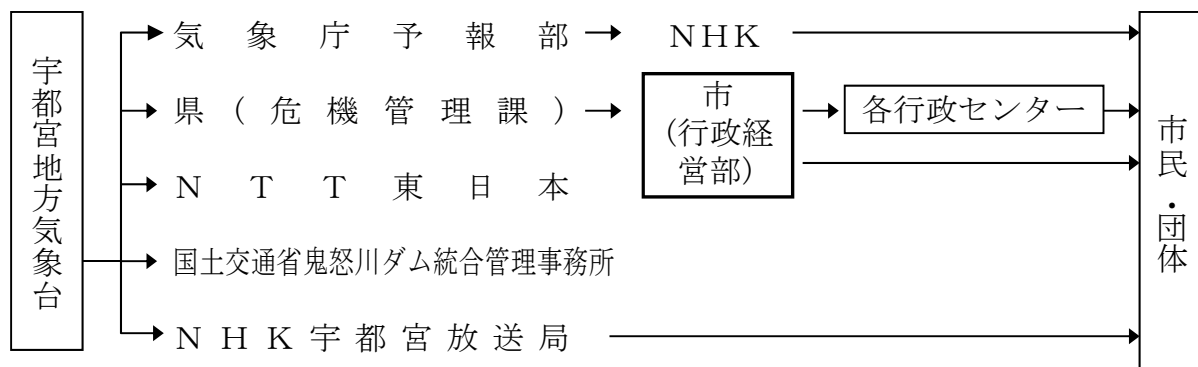
第2 警戒情報等の伝達

1 防災気象情報

気象業務法に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（本編第2章第1節参照）を次の伝達系統に基づき速やかに通知する。

市（行政経営部）は、県からの通報やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報、土砂災害警戒情報を知ったときは、必要に応じて市民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

【気象注意報・警報の伝達系統】



2 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

※ ダム放流通報の伝達系統一覧

3 地域住民からの通報

(1) 発見者（市民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市（行政経営部・消防部）又は警察署に通報する。

(2) 市（行政経営部）、警察署の処置

① 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察署は、その旨を速やかに市（行政経営部）へ通報するものとする。

② 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、本部長（市長）は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

第3 被害情報等の収集

1 収集すべき情報

市（行政経営部・消防部）は、次に掲げる項目に留意しながら、必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川の水位、ダム・湖沼の水位状況
- (3) 市民の生命・財産の安否の状況、市民の避難の状況

- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況
(配慮者利用施設)
児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者福祉サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

2 被害情報等の収集方法

被害情報等の収集は、次により行うものとする。

収集にあたっては、警察等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

- (1) 市（行政経営部・消防部）の情報収集
市（行政経営部）は、テレビ、ラジオから災害に関する情報等を収集するほか、県から送信される災害情報を収集する。
消防部は、市民等からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。
- (2) 各部ごとの被害状況調査
各種被害ごとにあらかじめ定めた調査担当者が速やかに被害状況の調査を行い、被害情報を収集する。
- (3) 消防団による情報収集
消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。
- (4) 自治会・自主防災会からの情報収集
市（地域振興部・行政経営部）は、自治会・自主防災会を通じて、地域における被害状況等情報の収集を行う。
- (5) 避難所等からの収集
避難所等において、避難所等への参集途上の被災状況、市民の避難状況等の情報を収集する。
- (6) 無線による情報収集
アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。
- (7) 郵便局に対する協力要請
市（行政経営部）は、郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、市内の被災状況等を把握する。（4）避難所等からの収集

第4 情報の整理・分析

市（行政経営部・消防部）は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、行政経営部長を通じて把握した情報を直ちに本部長（市長）に報告するものとする。

第5 被害状況の報告

1 県及び国への報告

市（行政経営部・消防部）は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

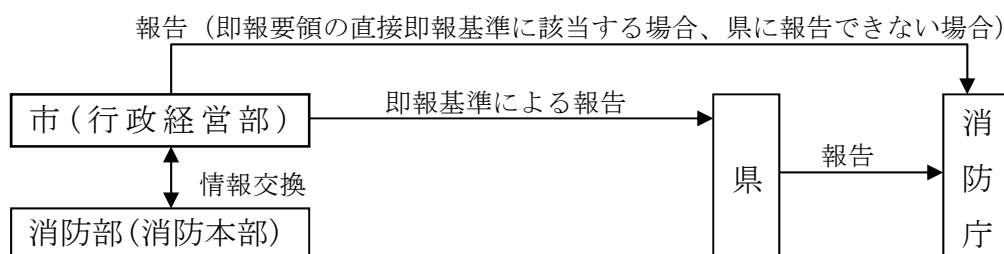
【県（危機管理課）の連絡先】

防災行政ネットワーク	NTT回線
500-2136	028-623-2136
500-2146 (FAX)	028-623-2146 (FAX)

【国（総務省消防庁）の連絡先】

区分		平日（9:30~18:15） ※ 応 急 対 策 室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

【報告系統図】



2 自らの対応力のみでは災害対策を講じることができない場合の対応

市（行政経営部）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

※ 栃木県火災・災害等即報要領

第6 通信手段の種類

災害時の通信手段としては、有線電話が電話線の切断や輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、県防災行政ネットワークのほか広報車で行い、また関係機関の各種通信施設を有効に利用して、通信の確保を図る。

【通信手段の種類】

区分	通信手段	説明
県防	防災行政ネットワーク	県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
	防災行政情報システム (同報システム)	屋外スピーカー及び戸別受信機により、避難情報等を放送し、市民への周知に使用する
	防災行政無線	災害情報の収集、本部からの指示等の伝達を行う無線設備
NTT	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
NTT ドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
KDDI ソフト バンク	災害時優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信

第7 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や当市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、県防災行政ネットワークを活用して行う。

2 公衆電気通信設備の利用

市（行政経営部）、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなるのが予測されるので、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモに登録する等措置しておく。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

3 携帯電話等の活用

災害時の初動体制に万全を期するため、個人の所有する携帯電話を最大限に活用し、より有効な災害時通信体制の構築を目指す。また、既設の通信ルートの寸断した場合等においては、(株)NTTドコモ等に協力を依頼し、衛星携帯電話の活用を図るなど、通信手段の確保に努める。

4 消防無線の利用

市（消防部）は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波で行うものとする。

5 警察通信設備の優先利用

市（行政経営部）は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

6 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

(3) 依頼の方法

- ① 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
- ② 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく本文200字以内とする。
- ③ あて先は、住所、氏名（職名）、わかれば電話番号をはっきり記載する。
- ④ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- ⑤ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 非常通信の経路

市（行政経営部）から県へ伝送される非常通信の主な経路（発信依頼局、着信局）は、非常通信計画（資料編）のとおりである。

※ 非常通信計画

(5) 取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

※ 栃木県非常通信用無線局局名録

第8 通信施設の応急復旧**1 市防災行政無線**

通信施設が被災した場合は、被害実態を早期に把握して使用可能な移動系無線を災害現場等との重要箇所に配備するなど、臨機な措置を行い、通信の確保を図り防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたり、通信障害の早期復旧に努める。

2 県防災行政ネットワーク

通信施設が被災した場合は、消防部に設置されている施設を使用するなど、通信回線の確保にあたる。

3 公衆通信

東日本電信電話(株)は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行うものとする。

- (1) 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
- (4) 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星通信システムによる応急復旧を図る。

4 移動通信

(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行うものとする。

- (1) 移動通信無線基地局が被災した場合には、携帯・自動車電話方式可搬型基地局装置(P-MBS)を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用し、応急復旧を図る。

第9 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

第3節 災害拡大防止活動

主管部	監視・警戒：行政経営部・消防部・建設部 浸水被害：消防部 土砂災害：建設部・行政経営部	関係部	土砂災害：消防部
-----	---	-----	----------

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、市（行政経営部・建設部・消防部）は、関係機関と相互に連携して迅速かつ的確な措置を実施する。

第1 監視、警戒

1 市（行政経営部・建設部・消防部）

市（行政経営部・建設部・消防部）は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

（1）警戒段階

- ① 降雨量等の気象情報
- ② 河川の水位、流量等の変化
- ③ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- ④ 市民の動向
- ⑤ その他発災防止上必要な事項

（2）災害発生初期

- ① 人的被害の発生状況
- ② 家屋等建物の被害状況
- ③ 河川等の氾濫、浸水の状況
- ④ がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- ⑤ 避難の必要の有無、避難の状況
- ⑥ 道路、交通機関の被害状況
- ⑦ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ⑧ 119番通報の殺到状況
- ⑨ その他災害の応急対策活動に必要な事項

2 水防管理者（市長）

水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めるときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- （1）堤防の溢水状況
- （2）堤防の亀裂、崩壊

- (3) 水門、樋門等の漏水、扉の締り具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

1 市の活動

水防管理者（市長）は、防災気象情報や河川の状況により、水防上必要であると認めるときは、消防本部、消防団を出動又は出動の準備をさせるとともに、市民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

また、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 水防管理団体（市）の非常配備

- ① 水防管理者（市長）が管下の消防団をに非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

- イ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

- ② 本部員の非常配備

水防管理団体（市）の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者（市長）はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

- ③ 消防機関（消防団）

- ア 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、消防団の団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

- イ 準備

河川の水位が消防団待機水位に達し、かつ上昇のおそれがあり、警戒の措置が必要と認められる場合は、消防団に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

- (ア) 消防団の団長及び団員は、所定の詰所に集合する。

- (イ) 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画

- (ウ) 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ消防団員を派遣し水門等の開閉準備をする。

- ウ 出動

河川の水位が氾濫注意水位に達したとき、又は水防管理者（市長）が出動の必要を認めるときは、直ちに団員を所定の配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者（市長）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

- ・ 第1次出動

- 消防団の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

- ・ 第2次出動
消防団の一部が出動し水防活動に入る。
- ・ 第3次出動
消防団の全部が出動して水防活動に入る。

エ 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令

水防管理者（市長）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域住民等に対して、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令し、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施

市（建設部・行政経営部・消防部）は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市（建設部）は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から市民の安全の確保を図るため、県と連携を図り宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市（建設部）は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

3 避難対策

市（行政経営部・消防部・建設部）は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の避難対策の要領により警戒区域の設定し又は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告若しくは避難指示（緊急）を発令する。

第4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、関係機関へ連絡するとともに、速やかな除去に努める。

第4節 相互応援協力・派遣要請

他自治体への応援要請及び自衛隊の災害派遣の要請については、第2編(震災対策編)第3章第3節「相互応援協力・派遣要請」に準ずる。

第5節 災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第2編(震災対策編)第3章第4節「災害救助法の適用」に準ずる。

第6節 避難対策

主管部	避難の勧告・指示等：行政経営部 避難所等の開設・運営：教育部・健康福祉部 災害時要援護者等対策：健康福祉部 高齢化集落対策：地域振興部	関係部	避難の勧告・指示等：消防部 避難所等の開設・運営：避難所等所管の各部 災害時要援護者等対策：地域振興部
-----	--	-----	---

災害時における人的被害を軽減するため、市（行政経営部・消防部等）は、消防団、県等と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、市（教育部・健康福祉部等）は、迅速な避難所等の開設・運営にあたるとともに、要配慮者、帰宅困難者への支援、避難所等における生活等について特に配慮する。

なお、避難対策にあたっては、当市は高齢化率が高く、藤原地域、足尾地域、栗山地域では高齢化集落があることや、国内外から多くの観光客が訪れることなどを踏まえた対策を実施する。

第1 実施体制

市長（行政経営部）は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定を行う。なお、市長の不在や情報伝達手段の不通等により、市長が実施出来ない場合は、次の者が代行する。

- ① 副市長（市長の判断を仰ぐいとまがない場合又は現地災害対策本部長に指名され、災害対策本部長の判断を仰ぐいとまがない場合）
- ② 行政経営部長（市長及び副市長の判断を仰ぐいとまがない場合又は現地災害対策本部長に指名され、災害対策本部長及び災害対策副本部長の判断を仰ぐいとまがない場合）
- ③ 各部長（現地対策本部長に指名され、災害対策本部長及び災害対策副本部長の判断を仰ぐいとまがない場合）
- ④ 各行政センター所長（管轄地域において、災害の発生が逼迫している場合で、市長、副市長及び行政経営部長の判断を仰ぐいとまがない場合又は現地災害対策本部長に指名され、災害対策本部長及び災害対策副本部長の判断を仰ぐいとまがない場合）

なお、県は市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。また、市民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難勧告等の発令を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合において、指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知する。

第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）、警戒区域の設定の内容

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の基準
 災害に係る避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発

令は、次の場合に、必要な範囲の市民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市（行政経営部）は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難勧告等の発令を行う。特に集中豪雨や「土砂災害警戒情報」が発表された場合において、近隣で前兆現象（溪流付近での斜面崩壊等）が発見されたときは、避難勧告を行う。

また、県は市に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際は、単なる自然現象に関する情報にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難勧告等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

なお、市は、避難時の周囲の状況等により避難のため立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等ややむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

- ① 洪水のおそれがあるとき。
- ② 土砂災害のおそれがあるとき。
- ③ 雪崩のおそれがあるとき。
- ④ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。
- ⑤ その他特に必要があると認められるとき。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告及び避難指示（緊急）の内容

市（行政経営部）その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備情報の発表、避難の勧告、指示を行う。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他の必要事項

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）等の種類

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）等は次表のとおりとする。

市（行政経営部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く市民を避難のため立ち退かせるものをいう。

【避難勧告等の種類】

区分	実施者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	市長	立ち退き準備の勧告（災害時要援護者は立ち退きの勧告）	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。

区分	実施者	措置	実施の基準
避難勧告	市長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知事 〔災害対策基本法 第60条第5項〕	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示（緊急）等	市長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき。
	知事 〔災害対策基本法 第60条第5項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法 第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 〔災害対策基本法 第61条第1項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
	警察官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
自衛官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。	

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難勧告等の違い

避難勧告等は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難勧告等にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は次表のとおりとする。

市（行政経営部・消防部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

【警戒区域の設定の種類】

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 長 〔 災害対策基本法 第63条第1項 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防吏員 〔 水 防 法 第21条第1項 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消 防 吏 員 、 消 防 団 員 〔 消 防 法 第23条の2、第28条第1項 第36条第8項 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、火災を除く災害
(4)	警 察 官 〔 災害対策基本法 第63条第2項他 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 〔 災害対策基本法 第63条第3項 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にはいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第3 避難勧告等の周知・誘導

1 市民等への周知

市(行政経営部)は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令したときは、当該実施機関は、市民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、観光客、別荘滞在者等に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 防災行政無線による伝達
- (2) 緊急速報メールによる伝達
- (3) 登録制防災メール(日光市防災メール)による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (6) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

2 県への報告

市(行政経営部)は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令したとき、又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

3 関係機関相互の連絡

市(行政経営部)その他の避難指示等実施機関は、避難勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

4 避難の誘導

(1) 市民の誘導

市（行政経営部）その他の避難指示等実施機関は、市民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等地域住民の協力のもと、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 帰宅困難者の誘導

市（市民生活部等）は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

5 案内標識の設置

市（健康福祉部・教育部等）は、避難所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所等の開設

(1) 市（教育部・健康福祉部等）は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所等を設置する。

また、広域的な災害が発生した際などにおいては、他自治体からの避難者を受入れるため、県等と協議の上、避難所等を設置する。

(2) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所等を選定し、速やかな開設に努める。当市の避難所等は、資料編に掲載のとおりである。

※ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(3) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所等に収容する者を誘導し、保護する。

(4) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したときは、リスト化に努めるとともに、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難所等開設の日時、場所
- ② 受入人員
- ③ 開設期間の見込み
- ④ その他必要事項

(5) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したとき、避難所等ごとに市職員を派遣、駐在させる。駐在した市職員は、避難所運営に係る帳簿等を備え、帳簿の記録、整理保存を行う。

特に避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、支援の必要性の有無

等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

- (6) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難者の体調やプライバシーに配慮し、避難状況（長期的な避難等）に応じて、市有宿泊施設等を活用した2次避難所を開設する。

2 避難所等の運営

- (1) 市（教育部・健康福祉部等）は、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所等設置・運営計画に基づき避難所等を運営する。

- (2) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努める。特に乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、観光客等のニーズの把握、これらの者への情報提供等に配慮する。

- (3) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。

- (4) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師、栄養士等による巡回健康相談、栄養相談等を実施する。

近年では、プライバシーを確保できるなどの利点から、車やテントなど避難所外で避難生活を送る避難者も多く、水分不足や運動不足からエコノミッククラス症候群を引き起こす避難者もいるため、予防方法について周知する。

- (5) 市（教育部・健康福祉部等）は、警察署と十分連携を図りながら避難所等の巡回を行う。

- (6) 市（教育部・健康福祉部等）は、所管する全ての避難所等の避難状況（避難者数・課題等）を把握し、常に市対策本部への情報連絡を行う。

※ 避難所名簿様式

第5 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への対策

- (1) 避難行動要支援者の避難対策

① 安否確認、救助活動

市（健康福祉部・地域振興部）は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援等関係者の協力を得ながら、名簿等の活用により、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

② 搬送体制の確保

市（健康福祉部・地域振興部）は、避難行動要支援者の搬送手段として、必要に応じて市若しくは社会福祉施設が所有する自動車を活用する。また、これらを確保できない場合は、県や物資輸送機関への協力の要請を行う。

- (2) 要配慮者への日常生活の支援

市（健康福祉部）は、県とともに被災した乳幼児、高齢者、障がい者などの避難所生活等や在宅生活等に必要な粉ミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用具、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズの把握に努め、適切な調達と供給による円滑な生活支援を行う。また、避難所等での要配慮者

の健康状態、生活状態、環境衛生の把握に努めるため、保健・福祉巡回サービスの実施や、必要に応じて医師等の意見を求めるなど、適切な支援を図る。

なお、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、次の措置を行う。

① 拠点福祉避難所の開設

市（健康福祉部）は、福祉関連施設を拠点福祉避難所として開設し、要配慮者を受け入れるものとする。

② 地区福祉避難所の開設

状況によっては、拠点福祉避難所以外の避難所等についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「地区福祉避難所」として開設するものとする。

③ 相談窓口の開設

要配慮者向けの相談窓口を設置し、福祉に関する情報提供や相談業務を実施する。相談窓口には、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を図る。

2 社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等における対応は、まず、利用者の安全確保を最優先する。さらに、災害の状況によっては、社会福祉施設等の自立的運営が困難となることが予想されるため、市（健康福祉部）は、関係機関と連携して社会福祉施設等に対して、次の対策を実施する。

(1) 市（健康福祉部）は、施設管理者の要請に基づき、施設利用者等の安全かつ速やかな救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、防災関係機関、自主防災組織、近隣住民等にも協力を要請する。

(2) 市（健康福祉部）は、必要に応じて社会福祉施設等の巡回調査を実施する。

(3) 市（健康福祉部）は、社会福祉施設等から食料等の調達要請があった場合は、品目や数量の需要を調査し、供給を行う。

(4) 介護職員等の確保

市（健康福祉部）は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等への協力を要請する。

3 被災児童等への対策

市（健康福祉部・教育部）及び県は、被災により生じた要保護児童等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

4 外国人への対策

(1) 外国人への支援

市（観光部）は、県、関係団体等と協力して、外国人の被災状況の把握に努めるとともに、英文に限らず、多言語による緊急情報の提供に努め、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 在日外国人への対策

市（観光部）は、被災した在日外国人に対して、県及び財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

5 高齢化集落における対策

市（地域振興部）は、自治会、自主防災組織、消防団等の協力を得て、災害に関する情報や避難の必要性を実感できる情報の提供に努め、早い段階での避難誘導を図る。情報提供にあたっては、確実に地域住民に情報が伝達できるよう、広報車の巡回や防災行政無線やサイレンの頻度、音量を調整し、市民への注意喚起を図るとともに、消防団、自治会、自主防災組織等の協力等による戸別訪問の実施など、確実な伝達が行われるよう配慮する。

第6 市における計画

市（行政経営部・各部）は、市民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項を定めておく。

なお、学校等の施設を避難所等に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所等の開設、運営について協力を求める。

- (1) 避難所等の所在地、名称、概況、収容可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難勧告、指示の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所等の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 避難行動要支援者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

第7 広域避難

災害の規模又は避難所等の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できないときは、本部長（市長）は、災害時における市町村相互応援に関する協定をはじめ、各個別の相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。この場合、円滑な実施ができるよう、県に支援協力を依頼する。

※ 災害時における相互応援協定等一覧

第8 被災者台帳の作成

市（行政経営部）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕を設営する。

3 費用の限度

避難所等を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内。

また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

※ 災害救助法施行細則：別表第一、第二

第7節 災害警備活動

災害時における社会秩序維持活動等、警察署が行う災害警備活動の協力体制については、第2編（震災対策編）第3章第6節「災害警備活動」に準ずる。

第8節 救急・救助活動

主管部	消防部	関係部	行政経営部・健康福祉部
-----	-----	-----	-------------

市（消防部・行政経営部）は、地域住民、自主防災組織、消防団、県、県警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

また、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域は木造家屋が特に多いため、火災発生予防並びに消火対策の万全を期する。

区分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
消防本部	消防本部（今市消防署、日光消防署、藤原消防署）				
消防団	今市消防団	日光消防団	藤原消防団	足尾消防団	栗山消防団

第1 市民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の寸断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに市（消防部）等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 市（消防部）への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、市（消防部）等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市、消防機関の活動

市（消防部）は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数発生する事態を考慮し、要救助者の名簿を作成するなど、情報収集に努め、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

2 救急活動の実施

(1) 市（健康福祉部）は、直ちに地元医師団等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

(2) 多数の負傷者が発生した場合は、医師、看護師、救命士等はトリアージ* を行

い、重傷者から搬送する。

- (3) 重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。

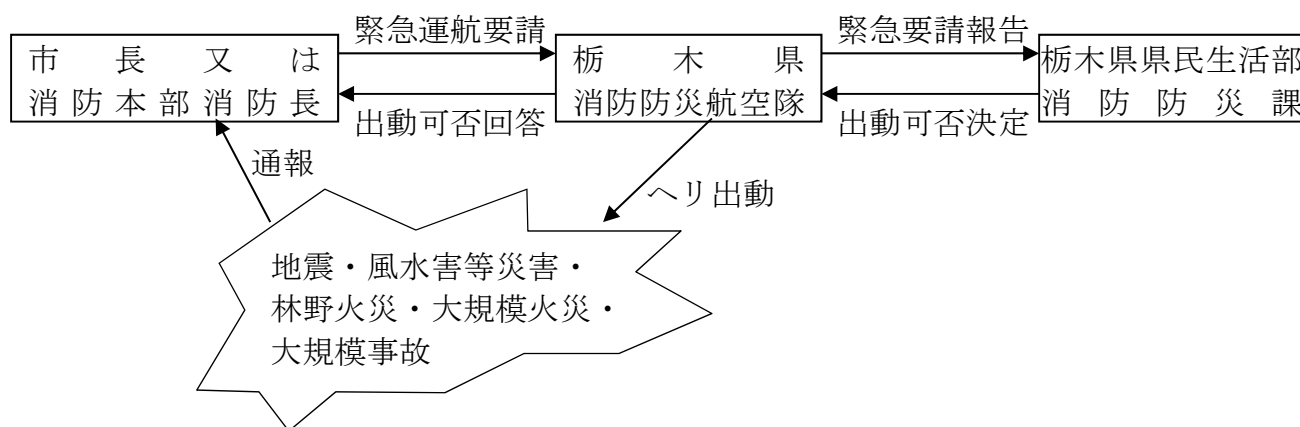
(注) トリアージ…災害医療における多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別する方法

第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

1 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要がある場合には、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

【県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー（県フロー図）】



2 ヘリコプター活動体制

市（行政経営部）は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、あらかじめ定めたヘリコプター離着陸場等の中から適地を選定し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行うなど、必要な活動体制を整備する。

※ ヘリコプター離着陸場一覧

第4 消防相互応援・広域応援等

1 県内消防相互応援協力等

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

- (1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

消防本部は、県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」に基づく所定の手続きにより要請、出動する。

① 第一次応援体制

一つの消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防機関の長が、市長及び知事に報告の上、地区代表消防

機関の長に連絡する。

② 第二次応援体制

上記①によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制。

要請手続：i) 受援側消防機関の長が、市長に報告し、代表消防機関（宇都宮市消防本部）、受援地区代表消防機関の長と調整の上、県に連絡する。

ii) 要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

(2) その他の協定

(1)による他、市町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

(1) 応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

① 市（消防部）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害の種別・状況

エ 人的・物的被害の状況

オ 応援要請日時

カ 必要応援部隊数

キ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等

ク 応援部隊の進出拠点、到着ルート

ケ 指揮体制及び無線運用体制

コ その他参考事項（必要資機材、装備等）

※ ①中の応援要請時に記載する情報は、ア～キとし、応援要請が決定ししだいク～コについても追加報告する。

② 市（消防部）は、県に連絡が取れない場合、直接、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を行い、事後、速やかに栃木県知事に応援要請を行った旨を連絡するものとする。

また、市長等は、併せて代表消防機関（宇都宮市消防本部）に対し、応援要請を行った旨を連絡するものとする。

③ 被災地市長等は、①の応援要請後、被災地の被災状況等の変化又は必要応援部隊数の変更等があったときは、所定の様式により、速やかに追加・変更を行うものとする。

④ 書面による要請のいとまがない場合は、口頭による要請とし、事後、書面にて速やかに提出するものとする。

⑤ 栃木県知事は、代表消防機関との協議の結果、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、被災地市長等からの要請を待たずに、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を行うことができる。この場合において、栃木県知事は、

併せて被災地市長等に対し、応援要請を行った旨を速やかに連絡するものとする。

(3) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

(4) 栃木県消防応援活動調整本部の設置

市（消防部・行政経営部）は緊急消防援助隊要請時、その活動に資するため次の事務を行う調整本部を設置する。（複数の市町村にまたがる場合は県）

- ① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること
- ② 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること
- ③ 各種情報の集約・整理に関すること
- ④ 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること
- ⑤ 緊急消防援助隊の後方支援に係る次に掲げる事項に関すること
 - ア 燃料補給
 - イ 食糧補給
 - ウ 野営場所
- ⑥ 調整本部の設置及び運営については、別に定める栃木県消防応援活動調整本部設置規程によるものとする。
- ⑦ その他必要な事項に関すること

第5 県、警察、自衛隊との連携

市（行政経営部）は、警察の救助活動の応援を求める場合は県警察に要請し、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は知事に要請を依頼する。

市（行政経営部・消防部）は、警察、自衛隊が被災地に派遣する連絡調査員と調整を図り、警察、自衛隊の行う被災者の迅速適切な救出・救助活動の実施に協力する。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭

第3編 風水害等対策編 第3章 応急対策

であるようなとき。

(3) 災害の発生が継続しているとき。

※ 災害救助法施行細則：別表第一、第二

第9節 医療救護活動

災害の状況に応じた適切な医療助産活動の実施については、第2編（震災対策編）第3章第8節「医療救護活動」に準ずる。

第10節 緊急輸送活動

災害時の被災者の避難、応急対策に必要な人員、緊急物資等の緊急輸送対策の実施については、第2編（震災対策編）第3章第10節「緊急輸送活動」に準ずる。

第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

災害時の食料・飲料水・生活必需品の調達、供給体制の確立については、第2編（震災対策編）第3章第11節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」に準ずる。

第12節 農地・農林水産業用施設等対策

主管部	産業環境部	関係部	健康福祉部
-----	-------	-----	-------

市（産業環境部）は、被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の復旧を目指す。

第1 農作物・林作物等の応急対策

1 農林産技術対策

- (1) 市（産業環境部）は、風水害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ、県、農業協同組合、森林組合等関係機関と連携して、排水、病害虫防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 市（産業環境部）は、県を通じて宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、県が作成した被害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図る。

2 家畜伝染性疾病予防体制

市（産業環境部）は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

市（産業環境部）は、被災地における予防対策を実施する。

(2) 応急対策の実施

- ① 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- ③ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、第2編（震災対策編）第13節第3に準じて行う。

第2 農地・農林水産業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市（産業環境部）、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、施設・設備の適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市（行政経営部・消防部）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市(産業環境部)は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

(2) 応急対策の実施

① 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

ア 発災後の降雨の状況等により、主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市(産業環境部)及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

ウ 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

エ ダム・ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

オ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

② 市(産業環境部)は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農林水産業共同利用施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

(1) 施設の点検・監視等

① 施設の点検、監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

② 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市(産業環境部)、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(2) 災害応急復旧対策

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、県(上都賀農業振興事務所及び県西環境森林事務所)に報告する。

第13節 保健衛生活動

災害時における保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理の的確な実施については、第2編（震災対策編）第3章第13節「保健衛生活動」に準ずる。

第14節 障害物等除去活動

主管部	住居内障害物：産業環境部 道路・河川障害物：建設部 除雪：建設部	関係部	除雪：行政経営部・健康福祉部
-----	--	-----	----------------

被災市民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、市（建設部・市民環境部）及び関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

区分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
障害物仮置場候補地	リサイクルセンター、平ヶ崎災害時ストックヤード	旧日光クリーンセンター	リサイクルセンター	足尾ストックヤード	栗山館駐車場、湯西川中継基地

第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

市（産業環境部）は、災害により家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（健康福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者とする。

(2) 内容

賃金職員等、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則第2条で定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

※ 災害救助法施行細則：別表第一、第二

第2 河川の障害物の除去

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第3 道路の障害物の除去

1 実施体制

市（建設部）は、道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は市内の建設業者に委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

※ 市内建設業者一覧

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

(1) 車両移動等の実施

① 道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
- ・運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

② 土地の一時使用等

①の措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第4 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

市（建設部等）は、市民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（建設部等）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第5 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第15節 廃棄物処理活動

被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物処理については、第2編（震災対策編）第3章第15節「廃棄物処理活動」に準ずる。

第16節 文教・文化財対策

主管部	教育部	関係部	消防部
-----	-----	-----	-----

災害時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、市（教育部）は県教育委員会と協力し、必要な措置を講じる。また、当市にある貴重な国宝や重要文化財など数多くの文化財への被害が拡大しないように、国、県、関係機関、地域住民等と連携し、緊急に応急対策を講じ、その保全を図る。

第1 応急措置

(1) 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。

① 実施方法

ア 実施責任者は、校長等とする。

イ 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員を必ず付けて誘導する。

ウ 校長等は、避難誘導の状況を市（教育部）に報告し、また保護者に通報する。

エ その他児童・生徒等の避難計画は、本章第6節「避難対策」に準じて実施するものとする。

(2) 校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市（教育部）に報告する。

(3) 校長等は、災害の状況により、市（教育部）と連絡のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

(1) 市（教育部）は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

【応急教育実施のための予定場所の選定基準】

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館等公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	① 市民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 ② 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	近隣市町村の学校、公民館等公共施設

(2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合又は仮教

室が市民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 応急教育計画作成上留意すべき点

- (1) 児童・生徒等に対する災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定める。
- (2) 各学校長等は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- (3) 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- (4) 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行う。

3 教職員の確保

市(教育部)は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 市内における災害の状況により、市(教育部)は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 市における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が、県単位に対策をたて、市(教育部)と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

第3 防災拠点としての役割

避難所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第4 給食に関する措置

市(教育部)は、学校給食についてはできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の調達に困難なとき。
- (5) その他給食の実施が外因的事由により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分に注意する。

第5 学用品の調達・給与

市(教育部)は、教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に本部長(市長)が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

- (1) 教科書代
 - ① 小学校児童及び中学校生徒：教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市（教育部）に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - ② 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- (2) 文房具費、通学用品費
災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

※ 災害救助法施行細則：別表第一、第二

第6 文化財の保護

1 応急措置

(1) 出火防止

文化財所有者及び関係者は、巡回し、火気使用場所の点検等の出火防止措置を実施するものとする。

(2) 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

(3) 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市（教育部）に通報するものとする。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育長とする。通報を受理したときは、県教育委員会に報告する。

(4) 文化財建造物及び文化財の保存

文化財所有者及び関係者は、文化財建造物及び文化財の保護に努めるとともに、必要な場合は次のような措置を行うものとし、市（教育部）は、これに支援・協力する。

① 文化財建造物とその部材の保護の方法

ア 文化財建造物等に延焼の危険がある場合

(ア) 火災の初期の段階では、速やかに燃焼部位を確認する。

(イ) 状況に応じて最も有効な消火方法を用いて火災の一举鎮圧を図る。

(ウ) 屋内進入が可能な場合は、建物の内壁や小屋裏、廊下等及び収容されている重要文化財等を火災防御重点箇所として、火災の拡大防止と収容されている重要文化財等への延焼防止を図る。

(エ) 火災が最も盛んな時期においては、火勢の制圧と並行して周囲への延焼拡大防止を重点的に行う。

(オ) 文化財建造物内には美術品等の文化財が収蔵されている場合が多いため、消火活動により収蔵物の破損又は汚損のおそれがある場合には、状況に応じ、収蔵物を移動又は防水シート等により保護する。

(カ) 文化財建造物の周囲で火災が発生したとき、当該建造物への延焼防止を図る。

(キ) 延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

イ 文化財建造物が災害により大きく破損した場合

(ア) 危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。

(イ) 軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に、危険部分に立入制限の措置をとる。

(ウ) 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

ウ 文化財建造物の主要な構造部分が地震により大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立入制限の措置をとる。

② 文化財の緊急保存措置

ア 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録した上、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個体別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

イ 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

ウ 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所へ移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要のある

文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応をとる。

- エ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合
(ア) 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。
その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。
(イ) 搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその状況を記録する。

2 被害状況の調査、復旧対策

市（教育部）は、県と連携し、災害発生の場合は被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告する。

※ 指定文化財一覧

第17節 住宅応急対策

公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設及び被害家屋の応急修理などについては、第2編（震災対策編）第3章第17節「住宅応急対策」に準ずる。

第18節 労務供給対策

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、労力的に不足する箇所への労務の安定供給については、第2編（震災対策編）第3章第18節「労務供給対策」に準ずる。

第19節 公共施設等応急対策

交通機関、ライフライン等市民の生活に多大な影響を及ぼす施設の災害応急対策については、第2編（震災対策編）第3章第19節「公共施設等応急対策」に準ずる。

第20節 危険物施設等応急対策

危険物等施設の被災した場合の災害応急対策については、本編第7章「危険物等事故災害対策」第2節「応急対策」に準ずる。

第21節 観光客対策

観光客への避難所の周知や安全の確保を図るための対策については、第2編（震災対策編）第3章第21節「観光客対策」に準ずる。

第22節 広報活動

災害時における広報活動の実施については、第2編（震災対策編）第3章第22節「広報活動」に準ずる。

第23節 自発的支援の受入

ボランティアの受け入れや活動支援、義援物資・義援金の受入れ・配分については、第2編（震災対策編）第3章第23節「自発的支援の受入」に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

災害応急対策を講じた後の復旧・復興の基本方向については、第2編（震災対策編）第4章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」に準ずる。

第2節 民生の安定化対策

被災した市民に対する生活相談、住宅対策、租税減免等の計画的な実施については、第2編（震災対策編）第4章第2節「民生の安定化対策」に準ずる。

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設等の早期に復旧事業の実施については、第2編（震災対策編）第4章第3節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

第5章 火災災害対策

第1節 予防

主管部	市民等の防災活動：消防本部 火災に強いまちづくり：建設部 応急対策への備え：消防本部・行政経営部 林野火災：産業環境部、消防本部	関係部	市民等の防災活動：行政経営部、地域振興部 火災に強いまちづくり：産業環境部・消防本部 応急対策への備え：健康福祉部 林野火災：行政経営部
-----	---	-----	---

*第1節における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

消防本部・市（行政経営部）は、消防団、県と連携して、大規模火災及び林野火災の未然防止に努める。特に、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域では木造住宅が多いため、出火や延焼拡大予防のための対策に努める。また、当市は森林面積の占める割合が非常に高いため、貴重な自然環境保護の観点からも、林野火災予防対策に努める。

第1 市民等の防災活動の促進

消防本部は、市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

1 火災予防対策の推進

(1) 防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検、火気の使用等防火管理上必要な業務について指導する。

消防本部は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

(2) 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消防設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

(3) 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立ち入り検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

(4) 防火知識の普及啓発

消防本部は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や市民が防火について正しい知識と技術を身につけられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

2 地域防災力の強化

(1) 自主防災意識の普及・徹底

市（地域振興部）は、市民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

(2) 自主防災活動の推進

① 自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び市民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、市（地域振興部）は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

② 女性防火クラブ等の育成強化

消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。

(3) 消防団の活性化

消防本部・市（行政経営部）は、災害時においては消火、救出救助、避難誘導等を、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。

(4) 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市（行政経営部）は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

(5) 事業者防災体制の強化

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員、顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

市（行政経営部・産業環境部）は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、災害時行動マニュアルの作成を働きかける。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第2 火災に強いまちづくり

市（建設部・産業環境部）・消防本部は、火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対しての平常時からの適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

1 災害に強いまちづくり

本編第2章第6節の定めるところに準じ、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 火災に強い都市の形成

(1) 災害に強い都市構造の形成

市（建設部）は、避難路、避難所、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、市（行政経営部）は、ヘリコプター離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

※ ヘリコプター離着陸場一覧

(2) 火災延焼防止のための緑づくり

市（建設部）・市教育委員会は、避難所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

3 野外堆積物対策

消防機関は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、市（産業環境部）及び県等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

4 火災に対する建築物等の安全化

(1) 消防用設備等の適正な維持管理

消防本部は、多数の人が出入りする事業所等について、消防法に基づき設置された消防用設備等が、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう、定期的に自主点検の実施及び有資格者に点検を行わせるなど適正な維持管理を指導する。

(2) 建物火災安全対策の充実

市（建設部）は、消防本部が行う消防用設備等の維持管理指導に関連し、建物の所有者又は管理者に対して、建築基準法に基づく定期報告制度等の周知を図るとともに、県が行う火災安全上必要とされる指導等に協力する。

消防本部は、建物の所有者又は管理者に対し、有資格者による防火対象物の点検の実施促進、防火区画の徹底、避難経路の維持管理を指導するほか、火災予防上の観点から火気使用設備器具等の安全管理対策の充実を図るよう指導する。

(3) 文化財等の安全対策の促進

市教育委員会は、貴重な文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、第2編（震災対策編）第2章第20節第2に準じて、文化財の安全対策の促進を図る。

なお、市内にある文化財は木造建造物が多いことを踏まえ、次の事項に特に留意して安全対策の向上に努める。

- ① 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- ② 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- ③ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

※ 指定文化財一覧

第3 迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、消防本部・市（行政経営部）は、消防団、県等の関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリコプターと市・消防機関の連携など、相互連携体制強化対策を平常時から実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備

(1) 火災警報発令等情報の充実

市（行政経営部）・消防本部は、宇都宮地方気象台が発表する火災気象通報等の情報を適時・的確に把握し、火災警報を発令するなど、大規模な火事災害防止に努める。

(2) 情報の収集・伝達

- ① 消防本部・市（行政経営部）及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- ② 市（行政経営部）・消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。
- ③ 市（行政経営部）・消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

市（行政経営部）・消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(4) 多様な情報収集体制の整備

市（行政経営部）は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(5) 通信確保対策

市（行政経営部）は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市職員の非常参集体制については、本章第2節第1のとおりとする。

また、市（行政経営部）は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携

- ① 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市（行政経営部）・消防本部、県、その他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。
- ② 消防本部・市（行政経営部）及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- ③ 市（行政経営部）は、県を通じた自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

3 消火活動への備え

(1) 消防組織の充実・強化

消防本部・市（行政経営部）は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、中・長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の確立に努める。

また、平常時から消防機関及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

※ 消防組織・施設の状況

(2) 消防施設等の整備・強化

① 消防施設・設備の整備

消防本部・市（行政経営部）は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

② 消防水利の整備

消防本部・市（行政経営部）は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

ア 消防水利施設の設置と維持管理

消防本部・市（行政経営部）は、消防活動に必要な消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽の設置及びこれら消防水利施設の維持管理を行い、自然水利の確保に努める。

イ 河川水の緊急利用

消防本部・市（行政経営部等）は、人口密集地域を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

ウ 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

消防本部・市（行政経営部）は、市役所本庁、行政センター、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の設置等を図る。

エ 消防本部・市（行政経営部）は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

※ 消防水利・資器材の現況

③ 消防用資機材等の整備

ア 消防本部・市（行政経営部）は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

イ 消防本部・市（行政経営部）は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

④ 空中消火活動への備え

市（行政経営部）・消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプター離着陸場の確保に努める。

※ ヘリコプター離着陸場一覧

4 救急・救助、医療活動への備え

(1) 救急・救助活動への備え

消防本部・市（行政経営部）は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。また、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(2) 医療活動への備え

① 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

市（健康福祉部）は、県と連携し、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

② 医薬品、医療資機材の整備

市（健康福祉部）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 避難収容活動への備え

(1) 指定緊急避難場所

市（行政経営部）は、都市公園、河川敷、公民館、学校など公共的施設等を対象に、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。また、指定緊急避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。（本編第2章第13節参照）

※ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(2) 避難誘導への備え

市（行政経営部）は、指定緊急避難場所や避難経路について、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障がい者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。（本編第2章第13節参照）

6 関係機関の防災訓練の実施

市（行政経営部・地域振興部）・消防本部は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。（第2編（震災対策編）第2章第3節参照）

第4 林野火災予防対策

当市は豊かな自然に恵まれており、市面積の9割近くを森林が占めている。森林は豊かな自然環境の源であり、市民の生活に潤いや安らぎをもたらすとともに、風光明媚な自然景観は多くの人々を惹きつけ、国の内外から多くの観光客が当市を訪れている。中でも、日光地域及び栗山地域では、地域面積の大部分が日光国立公園に含まれており、景勝地が多く、貴重な高山植物や野生動物も生息している。こうした尊い自然環境を有する森林資源を焼失することがないように、林野火災予防対策を推進する。

1 林野火災の特徴

林野火災には次のような特徴があり、制圧には多くの人員やヘリコプターを含む各種機材を要し、火災の消火までに長時間要する場合もみられる。

- (1) 広い面積を持つ森林に存在する多くの可燃物は、質・量とも同一ではないので燃焼が複雑である。
- (2) 山地の複雑な地形により気流の変化が激しく、常に危険な燃焼動態となる。
- (3) 山地斜面の燃焼速度はきわめて速く飛び火による延焼拡大も多いので、市街地の建物火災とは異なった長い火線をもっている。
- (4) 現地は人里から遠い山地が多く、消防水利の不足や道路状況などの地理的、地形的な条件から消防活動が非常に困難となる。
- (5) 一度焼失すると森林が再生するまでに長期の歳月を要するだけでなく、森林の

喪失は保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨による土砂崩れなどの自然災害を誘発するなど、大きな災害が発生するおそれがある。

2 入山者等への防火意識の啓発

市（産業環境部）は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

3 防火知識の普及啓発

林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）を実施する。

4 林野等の整備

（1）林野火災特別地域対策事業の推進

市（産業環境部）・消防本部は、県と協力し、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

（2）火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市（産業環境部）・消防本部は、県と協力し、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

5 監視体制の強化

市（産業環境部）・消防本部は、日光森林管理署、県等と協力し、乾燥注意報、強風注意報等が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、巡視及び監視を強化し、入山者等に対し、一層の防火意識を喚起し、火気取扱上の指導を行って火災の発生を防止する。

（1）火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときには、火災警報を発し、入山者等に対する周知等必要な措置を講ずる。

（2）火入れの協議

市長は、火入れによる失火を防止するため、森林法第21条第1項の規定に基づく許可に当たっては、時期、許可条件等について、事前に消防本部と十分調整する。また、火入れの場所が近隣市町村に近接している場合には、当該市町村に通知する。

（3）たき火等の制限

市長は、気象状況によっては、入山者等に火を使用しないように指導する。
また、火災の警戒上特に必要と認めるときは、消防法第23条の規定に基づき、期間を限って一定区域内におけるたき火又は喫煙を制限する。

6 迅速かつ円滑な応急対策への備え

本項目に定める他、本節第3に準ずる。

（1）消防体制の整備

消防本部・市（行政経営部・産業環境部）は、県や日光森林管理署等の防災関係機関と協力し、地域における総合的消防体制の確立を図る。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

(2) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

消防本部・市（行政経営部）は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材、防火水槽、自然水利利用施設等の増強を図る。

また、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離着陸場を確保に努める。

第2節 応急対策

主管部	活動体制の整備：行政経営部 情報・通信：行政経営部・消防部 消火、救急・救助：消防部・健康福祉部 広報：総合政策部 林野火災：消防部・産業環境部	関係部	消火、救急・救助： 健康福祉部
-----	--	-----	--------------------

*第2節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

火災（大規模建物火災・林野火災・文化財火災）の発生時に、火災による被害を最小限にとどめるため、市（各部）は、地域住民、自主防災組織、消防団、県、県警察、自衛隊等と連携して、迅速かつ適切な応急対策活動を行う。

特に、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域は木造家屋が多いため、延焼拡大の防止並びに消火対策に万全を期する。

区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
消防本部	消防本部（今市消防署、日光消防署、藤原消防署）				
消防団	今市消防団	日光消防団	藤原消防団	足尾消防団	栗山消防団

第1 活動体制の確立

火災（大規模建物火災・林野火災・文化財火災）の発生時、市（行政経営部）は、応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

1 市の活動体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

【大規模建物火災・林野火災・文化財火災発生時の職員の配備区分及び配備体制】

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
警戒体制	①大規模な建物火災により相当の死傷者等が発生するおそれのある場合 ②大規模な林野火災が発生するおそれのある場合 ③重要文化財に係る相当の火災が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び災害応急対策を行う体制	行政経営部総務課職員、該当する地域振興部行政センター職員、その他警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁。災害対策関係職員については別に定める。

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
本部体制	①大規模な建物火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合又は発生した場合 ②大規模な林野火災により多数の建物被害や死傷者等が発生するおそれのある場合又は発生した場合 ③重要文化財に係る大規模な火災が発生するおそれのある場合又は発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員が直ちに登庁

2 大規模な火災発生時の措置

(1) 災害警戒本部の設置

市（行政経営部）は、市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置、市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、次の災害応急対策を実施する。

① 設置基準

次のいずれかに該当する場合において、副市長が必要と認めたとき。

- ア 大規模な建物火災により相当の死傷者等が発生するおそれのある場合
- イ 大規模な林野火災が発生するおそれのある場合
- ウ 重要文化財に係る相当の火災が発生するおそれのある場合
- エ その他総務部担当の副市長が必要と認めた場合

② 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営については、本編第3章第1節第3に準ずる。

③ 市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、市警戒本部は解散する。

- ア 市警戒本部の設置基準(①ア・イ・ウ)に該当しなくなったと警戒本部長が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと警戒本部長が認めたとき
- ウ 市対策本部が設置されたとき

(2) 市対策本部の設置

市（行政経営部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第23条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

① 設置基準

次のいずれかに該当する場合において、市長が必要と認めたとき

- ア 大規模な建物火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合又

- は発生した場合
- イ 大規模な林野火災により多数の建物が被災するおそれのある場合又は被災した場合
 - ウ 重要文化財に係る大規模な火災が発生するおそれのある場合又は発生した場合
 - エ その他市長が必要と認めた場合
- ② 市対策本部の組織及び運営
市対策本部の組織及び運営については、本編第3章第1節第4に準ずる。
 - ③ 市対策本部の解散
市対策本部は、大規模な火災のおそれ等が解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第2 情報の収集・伝達及び通信確保対策

市（行政経営部・消防部）は、大規模な建物火災が発生した場合等において、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

1 大規模火災

(1) 情報収集・伝達体制

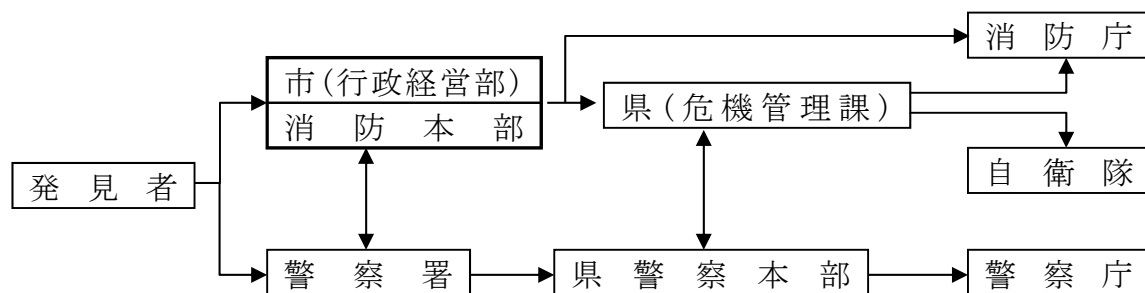
市（行政経営部・消防部）は、大規模な建物火災等の発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、市（消防部）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※ 栃木県火災・災害等即報要領

(2) 情報の収集・伝達系統

大規模な建物火災等に係る情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 通信確保対策

火災災害が発生した場合等の通信確保対策は、本編第3章第2節第6、第7及び第8に準ずる。

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第2編（震災対策編）第3章第4節に準ずる。

第4 消火活動及び救急・救助活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は市民等の協力のもと、迅速・的確な消火活動及び救急・救助活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

1 消防関係機関の活動

(1) 市（消防部）の活動

市（消防部）は、関係機関と密接な連携のもと、「日光市消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

① 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

② 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

③ 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

④ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

⑤ 救急・救助活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

(2) 消防団の活動

「日光市消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、市（消防部）、市民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

2 消防相互応援・広域応援等の要請

(1) 広域応援の要請

① 県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災等が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請

市（消防部）は、県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」による「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、所定の手続きにより応援を要請する。

(ア) 第一次応援体制

一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援側消防機関の長が、市長及び知事に報告の上、地区代表消防機関の長に連絡する。

(イ) 第二次応援体制

上記(ア)によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制

要請手続：i) 受援側消防機関の長が、市長に報告し、代表消防機関(宇都宮市消防本部)、受援地区代表消防機関の長と調整の上、県に連絡する。

ii) 要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

イ その他の協定

アによる他、市町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

② 緊急消防援助隊の応援要請

ア 市(行政経営部・消防部)は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。

県は、県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県は、栃木県緊急消防援助隊受援計画に基づき、国(総務省消防庁長官)に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(ア) 災害発生日時

(イ) 災害発生場所

(ウ) 災害の種別・状況

(エ) 人的・物的被害の状況

(オ) 応援要請日時

(カ) 必要応援部隊数

(キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等

(ク) 応援部隊の進出拠点

(ケ) 指揮体制及び無線運用体制

(コ) その他参考事項(必要資機材、装備等)

※ ア中の応援要請時に記載する事項は、(ア)～(キ)とし、応援要請が決定しだい(ク)～(コ)についても追加報告する。

イ 市(行政経営部)は、県に連絡が取れない場合、直接、国(総務省消防庁長官)に対し応援要請を行い、事後、速やかに栃木県知事に応援要請を行った旨を連絡するものとする。

また、市長等は、併せて代表消防機関(宇都宮市消防本部)に対し、応援要請を行った旨を連絡するものとする。

ウ 被災地市長等は、①の応援要請後、被災地の被災状況等の変化又は必要応援部隊数の変更等があったときは、所定の様式により、速やかに追加・変更を行うものとする。

エ 書面による要請のいとまがない場合は、口頭による要請とし、事後、書面にて速やかに提出するものとする。

オ 栃木県知事は、代表消防機関との協議の結果、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、被災地市長等からの要請を待たずに、国(総務省消防庁長官)に対し応援要請を行うことができる。この場合において、栃木県知事は、併せて被災地市長等に対し、応援要請を行った旨を速やかに連絡する

ものとする。

③ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

④ 栃木県消防応援活動調整本部の設置

市（消防部・行政経営部）は、緊急消防援助隊要請時、その活動に資するため次の事務を行う調整本部を設置する。（複数の市町村にまたがる場合は県）

ア 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること

イ 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること

ウ 各種情報の集約・整理に関すること

エ 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること

オ 緊急消防援助隊の後方支援に係る次に掲げる事項に関すること

（ア）燃料補給

（イ）食糧補給

（ウ）野営場所

カ 調整本部の設置及び運営については、別に定める栃木県消防応援活動調整本部設置規程によるものとする。

キ その他必要な事項に関すること

(2) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、第2編（震災対策編）第3章第3節第3に準ずる。

3 大規模火災対策

(1) 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

(2) 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第5 災害拡大防止対策

火災災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市（行政経営部・教育部・健康福祉部）は、本編第3章第6節に準じ、市民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

第6 施設、設備の応急対策

市（各部等）は関係機関と連携し、火災が発生した場合、市民に多大な影響を与

えるライフライン及び公共施設等について、第2編（震災対策編）第3章第19節に準じ、緊急点検や応急措置等の適切な対策を速やかに実施する。

第7 広報対策

市（総合政策部）や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。（第2編（震災対策編）第3章第22節参照）

1 情報発信

市（総合政策部）は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、関係機関と相互に連絡し、連携を図る。

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市（総合政策部）は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第8 林野火災応急対策

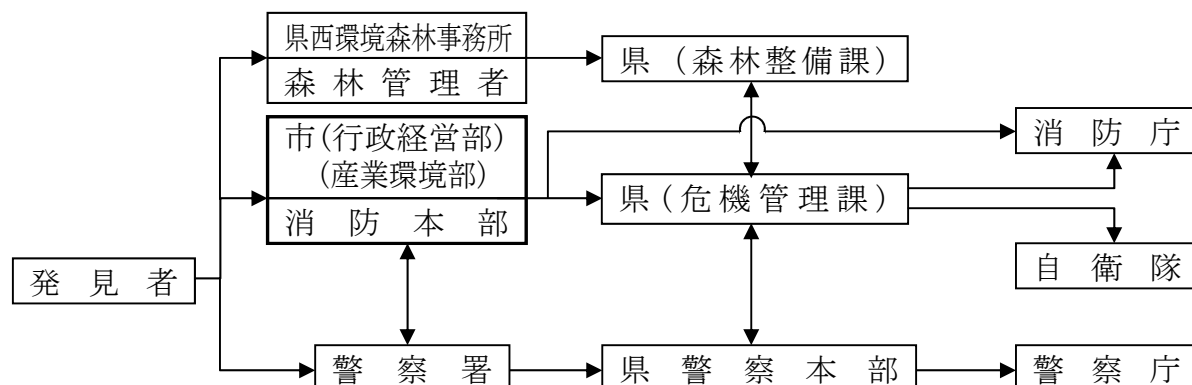
1 活動体制の整備

林野火災の応急活動体制については、本節第1に準ずる。

2 情報の収集・伝達及び通信確保対策

林野火災発生時の情報の収集・伝達及び通信確保対策については、本節第2に準ずる。

なお、林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第2編（震災対策編）第3章第4節に準ずる。

4 消火活動及び救急・救助活動

消火活動及び救急・救助活動については、本節第4に定めるものの他、次のとおりとする。

(1) 迅速な消火活動

市（消防部）は、消防ポンプによる消火活動のほか、水槽付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

(3) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

(4) 空中消火活動の実施

市（消防部）は、県と十分協議の上、ヘリコプター離着陸場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

※ ヘリコプター離着陸場一覧

5 災害拡大防止対策

林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合に、被害の拡大を防ぐため、市（行政経営部・消防部等）は、本編第3章第6節に準じ、市民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

6 広報対策

市（総合政策部）及び関係機関は、本節第7に準じ、市民、入山者等に対し迅速かつ的確な災害に関する広報活動を行う。

第3節 復旧

主管部	施設の復旧：各部等 林野の荒廃復旧：産業環境部	関係部	
-----	----------------------------	-----	--

*第3節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

火災（大規模火災・林野火災）により被災した施設や林野の原状回復を図るため、市（各部等）や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

市（各部等）は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

市（産業環境部）、県及び関係機関と連携し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第6章 火山災害対策

第1節 予防

主管部	市民等の防災活動： 行政経営部・消防本部 火山災害に強いまちづくり： 産業環境部 応急対策への備え： 行政経営部	関係部	市民等の防災活動：地域振興部・健康福祉部・市教育委員会 火山災害に強いまちづくり： 各部 応急対策への備え：地域振興部・健康福祉部・観光部・市教育委員会・消防本部
-----	---	-----	--

*第1節における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

活火山である日光白根山及び男体山が市西部、高原山が市北東部に位置するため、市（行政経営部・産業環境部）・消防本部は、火山現象による被害発生未然防止及び被害の軽減に努める。

区分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重要度	○	◎	◎	○	○
地域特性		日光白根山 男体山	高原山		

第1 市民等の防災活動の促進

市（行政経営部）・消防本部は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民、職員等に対する適切な防災意識の高揚に努める。また、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

1 防災意識の高揚

(1) 防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、活火山周辺に居住する地域住民はその自覚を持ち、平常時より火山災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、噴火等発生時には、長期の避難生活等が予想されることから、近隣の要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは市、県、自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市（行政経営部）は、市民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

(2) 防災知識の普及

① 市民、観光客、登山者等に対する防災知識及び火山に関する知識の普及啓発推進

市（行政経営部）・消防本部は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民、観光客、登山者等に対し、火山災害の危険性を周知するとともに、火山災害に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、ビジターセンター等の案内施

設や観光施設、関係事業者と連携して防災知識及び火山に関する知識の普及啓発を推進する。

ア 普及啓発すべき防災知識・技術及び火山に関する知識

- ・ 当市の活火山の状況
- ・ 火山の成り立ちや歴史、文化
- ・ 火山災害発生時の心得
- ・ 避難経路、避難場所、避難手段
- ・ 火山災害に関する知識（火山活動による直接的災害・二次的災害、噴火等発生の前兆現象）
- ・ 応急・救護方法
- ・ 家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検等）
- ・ 気象庁の発表する噴火警報等の種類
- ・ 雪崩、土石流等危険箇所
- ・ 要配慮者に対する配慮
- ・ 消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性等

イ 啓発強化期間

特に次の期間においては、各種講習会、イベント等を開催し、二次的災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）

② 児童・生徒に対する防災教育

市教育委員会は、第2編（震災対策編）第2章第20節第1に準じ、学校教育を通じて、地震、風水害に加えて、火山災害に対する教育の充実を図る。

また、火山災害時は長期の避難が予想されることから、地域住民同士で助け合うことが必要になるため、ボランティア活動をとおして、自助と共助の必要性を学び、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

③ 職員に対する防災意識啓発

市（行政経営部）は、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行えるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的に防災訓練の実施を行い、防災教育の徹底に努める。

④ 要配慮者への配慮

市（健康福祉部・観光部）は、第2編（震災対策編）第2章第4節に準じ、避難行動要支援者等の支援体制の整備を推進する。

2 地域防災活動の充実・ボランティア連携強化

(1) 自主防災組織体制の整備

噴火警報が発表され、地域住民全てが早期に避難所等安全な場所に避難する必要がある際には、地域住民が組織的に、連携しての避難の実施及び避難の誘導や避難行動要支援者に対する対応等を実施することが効果的である。

市（地域振興部）は、こうした地域の初動災害対策を担う自主防災組織を、第2編（震災対策編）第2章第2節第3に準じて、自主防災組織体制の整備を図る。

(2) 消防団の活性化の推進

消防団は、火山災害発生時においては、救出救助・避難誘導等を実施するとともに、平常時においては、地域に密着したきめ細かい予防活動や防災知識普及啓発活動等を実施するなど地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。

消防本部・市（行政経営部）は、こうした重要性に鑑み、第2編（震災対策編）第2章第2節第4に準じ、消防団の活性化の推進を図る。

(3) 災害関係ボランティアの環境整備

市（地域振興部・健康福祉部）は、火山災害時においては市民の避難生活が長期間に及ぶことが予想されることから、第2編（震災対策編）第2章第2節第6に準じ、災害関係ボランティアの環境整備を図る。

(4) 企業、事業所等の自主防災体制の充実・強化

第2編（震災対策編）第2章第2節第2の2に準じて実施する。

第2 火山災害に強いまちづくり

日光白根山、高原山については、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、市民の生命・財産を守るため、交通・通信機能の強化、重要な施設の堅牢化等を図り、火山災害に強いまちづくりを進める。

1 砂防・治山事業の推進

市（建設部・産業環境部）は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、国及び県に対して砂防・治山事業の推進を要請する。

2 交通・通信機能の強化

火山災害の特性を踏まえた交通・通信機能の強化を図る。（本節第3参照）

3 施設の整備

(1) 重要な施設の安全化

① 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、市（各部等）、その他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、本編第3章第18節第2に準じ、設備等の適切な整備を推進する。

- ・防災拠点（災害対策活動拠点）（第2編（震災対策編）第2章第15節参照）
- ・医療救護活動の施設（病院、診療所、保健福祉センター等）
- ・応急対策活動の拠点（消防署、消防団詰所等）
- ・避難所、物資集積所等になる建物（学校、文化・スポーツ施設等）
- ・社会福祉施設等（養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等）
- ・観光施設等不特定多数の者が使用する施設

② ライフライン施設等の安全化

市（上下水道部・産業環境部）及び公共事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点

の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 退避壕、その他の退避施設の整備

市（行政経営部）は、火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策の備え

市（行政経営部）は、火山災害に備えた関係機関との連携、噴火警報等の伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難所の指定、実践的な訓練の実施等の対策を実施する。また、地域住民のほか、観光客や登山客等の安全を確保するための対策を実施する。

1 火山防災協議会等の設置

火山災害は、噴石、泥石流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

このため、火山災害警戒地域の指定を受けた市（行政経営部）及び県は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、防災関係機関、火山専門家等を構成員とし、火山防災協議会を共同で設置する。

協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 「火山防災マップ」に関する事項
- (6) 県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (8) 市民や観光客、登山者等に対する情報提供に関する事項
- (9) 火山防災意識の普及活動に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

日光白根山については、平成25年度に設置されている。

2 火山防災マップの整備

火山防災協議会において、活火山が噴火した場合における想定される危険地域（溶岩流や火砕流、土石流、火山灰、噴石など事象ごとに記載）を明示し、また、その場合の効果的な避難等応急対策や、市民等への情報提供等に資する火山防災マップなどの作成を行う。

なお、作成後、市（行政経営部）は、県と連携し、地域住民のみならず、観光客、登山客等の安全確保を図るため、積極的な広報活動等により広く周知に努める。

また、より効果的な火山防災マップにするため、関係機関連携の下、不足する

情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。災害は、噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

3 噴火警報等の伝達体制の整備

(1) 宇都宮地方気象台から発表される噴火警報等

【気象庁の発表する噴火警報等】

① 噴火警戒レベル運用火山（日光白根山）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。

				火山活動は静穏。	住民は通常的生活。規制区間なし。
--	--	--	--	----------	------------------

② 噴火警戒レベルを運用していない火山（高原山・男体山）

種別	名称 <略称>	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) <噴火警報>	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲にお厳重警戒 (居住地域厳重警戒)	居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	危険な居住地域からの避難等が必要、あるいは警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
警報	噴火警報 (火口周辺) <火口周辺警報>	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等
予報	噴火予報	火口内等	平常 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等

③ 降灰予報

火山情報	内 容
降灰予報（定時）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に発表。 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（速報）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（詳細）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。

(2) 関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、市（行政経営部）、県及びその他防災関係機関は連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

(3) 情報通信の整備

① 市民、観光客、登山者への伝達体制

火山災害は、泥石流や火砕流等のスピードが速いという特性のため、短時間の内に、多数の地域住民や観光客、登山者に情報や避難勧告等を伝達できる体制が必要となることを踏まえ、市（行政経営部）・消防本部は、第2編（震災対策編）第2章第10節のとおり、防災行政無線等の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

② 通信確保対策

市（行政経営部）は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対

策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

また、緊急速報メール、登録制防災メールの有用性を確保・推進するため、火山地帯における移動端末の有効エリアの把握に努めるとともに、不感地帯の解消に向け必要に応じて移動端末事業者等と協議を行う。

(4) 地域住民等からの通報体制の確立

市（行政経営部）は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市（行政経営部・地域振興部）・消防本部又は警察署に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

4 緊急輸送体制の整備

(1) 交通規制区域の事前調査への協力

火山災害時の輸送体制を確保するとともに市民の生命を守るため、市（市民生活部）は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象が発生又は発生のおそれがある場合に、交通規制すべき区域についての県警察が実施する事前調査について協力を行う。

(2) その他の対策

市（建設部）は、関係機関と連携し、噴石、降灰等各種現象を考慮した道路の整備に努めるほか、第2編（震災対策編）第2章第14節に準じて実施する。

5 避難体制の整備

(1) 避難所等の指定・整備

市（行政経営部・健康福祉部）・市教育委員会は、本編第2章第13節第1に準じて指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所」という。）の指定・整備を行う。

なお、火山災害は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、火山防災協議会における共同検討を通じて、それぞれの事象に応じた避難所を選定するよう努める。

また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難路の指定について検討する。

(2) 地域住民への周知徹底

市（行政経営部・健康福祉部）・市教育委員会は、本編第2章第13節第2に準じて避難所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所への持出品等避難に必要な知識の周知徹底に努めることとするが、特に、以下の点に留意して周知を行う。

- ① 避難所の中には、他の災害時においては安全であるが、火山災害においては危険地域に含まれ使用することができない場所があること
- ② 一度噴火すれば、即座に生命や身体に危害を及ぼす可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること
- ③ 他の災害よりも避難生活が長期に及ぶ可能性があること
- ④ 長期に警戒区域が設定される可能性があり、その場合には家に帰ることができないこと等

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等

やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(3) 避難実施・誘導體制の整備

本編第2章第13節第3に準じて実施することとするが、火山災害時には被害が予想される地域住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難時の行動において支援を必要とする要配慮者に対する対策の強化を図る。

(4) 避難所管理・運営体制の整備

本編第2章第13節第4に準じて実施することとするが、火山災害時には避難が長期間に及ぶことを考慮し、長期にわたり適切な運営体制を確保できる体制の整備に努める。

6 登山届等の提出の周知・啓発

市（観光部・行政経営部）及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関と連携し、火山への登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出及び携帯電話による登録制防災メールについて、周知・啓発を図る。

また、登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等に努めるものとする。

7 登山者・観光客・別荘利用者保護対策

市（観光部・行政経営部）は、登山者・観光客・別荘利用者の安全確保を図るため、火山活動の状況に応じた登山規制・立入規制の事前対策、観光客・登山者・別荘利用者への普及啓発活動、ホテルや旅館、観光施設等の施設管理者への指導、別荘地区における対策について検討する。

8 火山防災訓練の実施

第2編（震災対策編）第2章第3節に準じて実施する。また、防災訓練を通じて、市民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図れるよう市民の防災訓練への参加促進に努める。

第2節 応急対策

主管部	活動体制：行政経営部 情報・通信：行政経営部 二次災害防止：建設部 避難対策：行政経営部 救急・救助、医療、消火：消防部 降灰等対策：産業環境部 施設・設備の応急対策：建設部 広報活動：総合政策部	関係部	活動体制：消防部 情報・通信：総合政策部・消防部・地域振興部 二次災害防止：行政経営部・消防部 避難対策：教育部・健康福祉部・消防部 救急・救助、医療、消火：消防部 施設・設備の応急対策：上下水道部等
-----	---	-----	---

*第2節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市（行政経営部・消防部）は、火山災害による被害を最小限にとどめるため、地域住民、自主防災組織、消防団、県、県警察、自衛隊等と連携して、迅速かつ適切な火山災害対策活動を行う。

第1 活動体制の確立

市（行政経営部・消防部）火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。発災後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

1 市の活動体制

火山災害に応じた市の職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、火山活動、被害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

【市の活動体制】

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
注意体制	市内火山の火口周辺警報（レベル2）又は火口周辺警報（火口周辺危険）等により噴火の前兆現象等が確認された場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	行政経営部総務課・地域振興部行政センターの防災担当職員は直ちに登庁

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
警戒体制	①市内火山が噴火した場合（微噴火に限る。） ②市内火山に火口周辺警報（レベル3）又は火口周辺警報（入山危険）が発表された場合	災害の拡大を防止するために必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	行政経営部総務課・地域振興部行政センター職員、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁。災害対策関係職員とは、主に道路等の公共施設、ライフライン、降灰対策等を担当する職員である。
本部体制	①市内火山が噴火した場合（微噴火を除く。） ②市内火山に噴火警報（レベル4～5）又は噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員が直ちに登庁

2 火山災害発生時の措置

(1) 注意体制

市（行政経営部）は、市内火山の噴火予報等により噴火の前兆現象等が確認された場合、注意体制をとり、情報収集、警戒活動、国への報告等の措置を講じる。

(2) 市災害警戒本部の設置

市（行政経営部）は、市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

① 設置基準

次のいずれかに該当する場合において、副市長が必要と認めたとき

ア 市内火山に火口周辺警報（レベル3）又は火口周辺警報（入山危険）が発表された場合

イ 市内火山が噴火した場合（微噴火に限る。）

ウ 市内火山に係る火山性地震、火山性微動その他の火山現象が見られ、火山災害発生のおそれがあると認められる場合

② 市警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、本編第3章第1節第3に準ずる。

③ 市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、市警戒本部は解散する。

ア 火山災害の発生するおそれなくなったと警戒本部長が認めたとき

イ 災害応急対策が概ね終了したと警戒本部長が認めたとき

ウ 市災害対策本部が設置されたとき

(3) 市対策本部の設置

市（行政経営部）は、火山（微噴火を除く。）災害が発生したときなどは、災害対策基本法第23条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、

災害応急対策を実施する。

① 設置基準

次のいずれかに該当する場合において市長が必要と認めるとき

- ア 市内火山に噴火警報（レベル4～5）又は噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合
- イ 市内火山が噴火した場合（微噴火を除く。）
- ウ 市内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準ずる火山災害が発生した場合

② 市対策本部の組織及び運営

市対策本部の組織及び運営については、本編第3章第1節第4に準ずる。

③ 市対策本部の解散

市対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるとき解散する。

第2 情報の収集・伝達及び通信確保対策

市（行政経営部・消防部）は、火山情報及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、情報の収集・伝達及び通信の確保を行う。

1 火山災害に関する情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

① 災害情報の収集・伝達

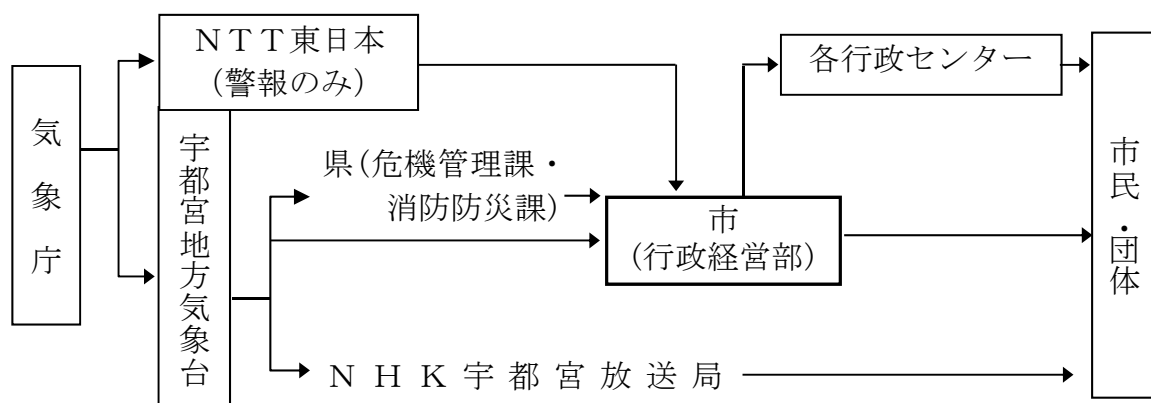
ア 市（行政経営部・消防部）、県、警察署は、宇都宮地方気象台から火山情報（噴火警報及び火口周辺警報）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

イ 市（行政経営部・消防部）は、火山災害により市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

② 災害情報の周知

市（行政経営部、総合政策部）は、噴火警報や火口周辺警報の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民や観光客、登山者等に対する周知に努める。

【噴火警報等の伝達経路】



(2) 異常現象発見者の通報

① 次のような異常現象を発見した者は、市（行政経営部・消防本部・地域振興部）又は警察署に通報する。なお、これにより難しい場合には、宇都宮地方気象台に通報する。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化

イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発

ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化

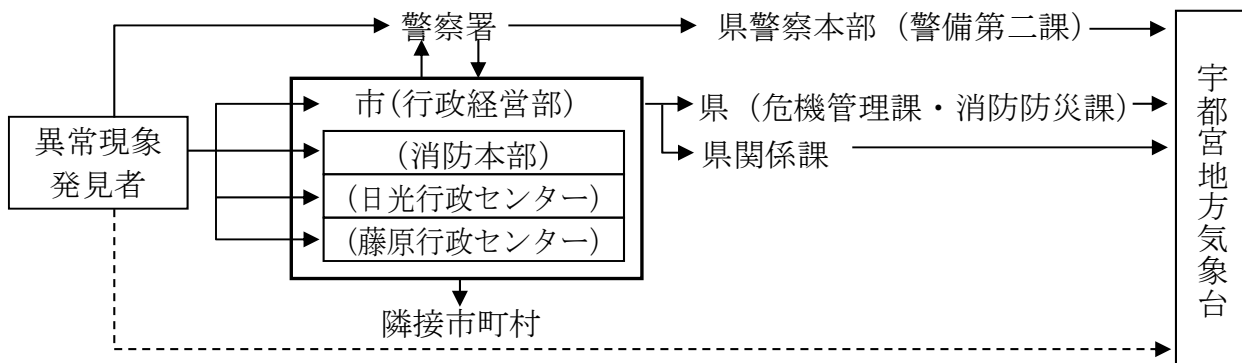
オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等

キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

② 異常現象発見者から通報を受けた市長又は警察署は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

【異常現象発見者からの情報伝達経路図】



2 火山災害に関する通信確保対策

噴火警報等が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、本編第3章第2節第6、第7、第8に準ずる。

第3 二次災害防止活動

市（建設部・行政経営部・消防部）は、降灰等地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

1 土砂災害等の防止

(1) 土砂災害の防止

① 点検・応急措置の実施

市（建設部）は、周辺地域において火山性地震、土石流、火山泥流等による二次災害の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所等の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設構造物の設置等の応急措置を行う。

② 避難対策

市（行政経営部・消防部）は、二次災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本節第5の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

(2) 水害の防止

第2編（震災対策編）第3章第19節第8に定めるところに準ずる。

2 建築物・構造物の二次災害防止

市（建設部）は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、第2編（震災対策編）第2章第9節第2に準じ、被災建築物応急危険度判定による施設の点検を実施するとともに、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

3 火山災害時の社会秩序の維持

火山災害は、避難生活が長期化することもあるため、第2編（震災対策編）第3章第6節に定めるところに準じ、社会秩序の維持を図る。

第4 災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第2編（震災対策編）第3章第4節に準ずる。

第5 避難対策

市（行政経営部・消防部）は、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、火山活動が長期化した場合は、警戒区域の変更及び状況の変化に応じた対策を行う。

なお、避難対策にあたっては、避難行動要支援者への配慮をしながら適切な避難誘導や避難所での生活支援を行う。

1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

(1) 避難の準備

市（行政経営部）は、火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、居住地域における通常の市民生活は可能であるものの、特に避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警報（レベル4）又は噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における避難準備及び避難行動要支援者の避難を呼びかけるものとする。（第6章第1節第3の3（1）①及び②の表を参照）

(2) 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

避難の勧告、指示及び警戒区域の設定については、本項目に定めるほか、本編第3章第6節に準ずる。

なお、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、噴火警報等に対応した入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定を行うものとする。

(3) 避難の勧告等の基準

火山災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の市民、登山者

及び滞在者その他の者に対して行う。災害対策基本法に基づく避難については、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。なお、市(行政経営部)は、県の助言を参考にして、避難の勧告及び指示にあたる。

- ① 噴火警報(レベル4～5)若しくは噴火警報(居住地域嚴重警戒)又は、火口周辺警報(レベル3)若しくは火口周辺警報(入山危険)等が発表され、避難を要すると認められるとき
- ② 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
- ③ 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
- ④ 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
- ⑤ 避難路を断たれる危険があるとき
- ⑥ 噴火が発生し、再噴火による被害の恐れがあるとき
- ⑦ 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害の恐れがあるとき
- ⑧ その他特に必要があると認められるとき

(4) 登山の規制等の実施

市(観光部)、その他関係機関は、避難の勧告、指示等に準じて、必要に応じ登山の規制措置を行う。

2 避難勧告等の周知、誘導

本編第3章第6節第3に準じて、市民、観光客、登山者、別荘利用者等に対して避難勧告等の周知徹底及び避難誘導を行う。

なお、遠く離れた避難先への避難を勧告又は指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。

3 避難経路

市は、噴火警戒レベルを踏まえた適切な避難経路について、火山防災協議会の意見聴取を経た上で、市地域防災計画に定めるものとする。なお、火山活動の特殊性を踏まえ、複数の避難経路の確保に努める。

市民等の避難経路については、避難対象地区ごとの避難対象人員数を把握した上で、火山活動の状況に応じた避難経路をあらかじめ定めるものとする。

登山者等の避難経路については、地点別の避難ルート(緊急退避・緊急下山)についてあらかじめ定めるものとする。いずれの場合においても、避難経路については看板やパンフレット等で事前の周知を図るものとする。

4 避難者情報の収集

市は、市民、登山者及び滞在者に対し避難の誘導を実施したときは、避難者名簿を作成するなど、関係機関と連携して避難者名等の情報収集を行うものとする。特に登山者及び滞在者については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、要救助者名簿等との照合も併せて行うものとする。

5 避難施設

本編第3章第6節第4に準じて、市(教育部・健康福祉部)は、火山災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

なお、避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の

被害から市民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置する。避難行動要支援者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に収容する。

6 応急仮設住宅等

市（建設部）は、避難生活が中長期化すると認められる場合は、第2編（震災対策編）第3章第17節に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

7 避難行動要支援者への生活支援

市（健康福祉部）は、本編第3章第6節第5に準じ、避難行動要支援者への生活支援を行う。

第6 救急・救助、医療及び消火活動

市（消防部・健康福祉部）は、市民の生命・身体の安全を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。また、火山災害に伴う火災について消火活動を実施する。

なお、火山災害の特殊性から、救急・救助活動における救助部隊の活動基準を「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル（平成28年3月消防庁作成）」を参考に以下の項目について関係機関との協議の上、定めることとする。

- （1）天候や火山の状態に応じた活動（中止）基準
- （2）再噴火に対する避難方法
- （3）必要な資機材及び救出方法

1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、本編第3章第8節に準ずる。

2 医療活動

火山災害に係る医療活動については、第2編（震災対策編）第3章第8節に準ずる。

3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、本編第5章に準ずる。

4 被災者情報の収集

市（行政経営部・消防部）は、市民等の安否確認を行い、行方不明者や負傷者など被災者情報の把握に努めるものとする。特に登山者及び滞在者の安否確認については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、避難者名簿等との照合などの方法により行うものとする。また、これらの被災者情報について県及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

5 市域を超えた救急・救助活動

市（消防部・健康福祉部）は、本節に掲げる活動にあたり市域を超えた救助が必要と判断した場合は、震災対策編第3章第7節及び第8節に定めるところに準じ、県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第7 緊急輸送活動

火山災害時の緊急輸送活動については、第2編（震災対策編）第3章第14節に準ずる。

第8 降灰等対策

市（産業環境部）は、被災市民の生活の確保のため、火山灰等の障害物対策を実施する。

1 農林水産業対策

（1）実施体制

市（産業環境部）は、県及び農業協同組合等関係機関と連携して、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

（2）農林水産業対策

市（産業環境部）は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

- ① 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。
- ② 火山灰が付着している水田は深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること。
- ③ 果樹は散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。
- ④ 野菜・花きは散水・水洗いを行い火山灰の除去を図ること。
- ⑤ 畜産業者は、放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、降雨等により火山灰を落としての収穫に努めること。
- ⑥ 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。
- ⑦ 倒木や損傷した木材、製材品については二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努めること。

2 宅地等の降灰対策

（1）火山灰の除去

市（産業環境部）は、市民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（健康福祉部・市民環境部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかける。

（2）集積場所の確保

市（産業環境部）は、適当な場所に市民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

3 市民が実施する自衛措置

市民は、降灰時には、できる限り外出を控え、やむを得ず外出する場合は、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどを着用する。

第9 施設・設備の応急対策

火山災害発生時に、市（各部）は、公共施設の応急対策を迅速に行う。

1 公共施設**(1) 公共施設の応急対策****① 火山灰等の除去**

道路・河川等の公共施設管理者は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を、関係機関と連絡を密にし、安全を確認の上除去する。除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所に、当該管理者が確保する。

② 被災施設の応急復旧

公共施設管理者は、路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、第2編(震災対策編)第3章第19節に準ずる。

第10 広報活動

市（総合政策部）は、火山災害時に、事実と異なる情報等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、広報活動を行う。

1 被災者への広報**(1) 広報の内容**

火山災害時に、市（総合政策部）は、被災者に対して、概ね次のような情報について正確かつきめ細やかに広報する。

- ① 火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- ② 避難勧告・指示に関する事項
- ③ 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- ④ 医救護活動に関する事項
- ⑤ 交通規制等に関する事項
- ⑥ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- ⑦ 保健衛生に関する事項
- ⑧ 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- ⑨ 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- ⑩ 被災者生活再建支援に関する事項
- ⑪ 復旧・復興計画に関する事項
- ⑫ 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- ⑬ その他関係機関の応急対策に関する事項
- ⑭ その他必要な事項

(2) 広報の方法

市（総合政策部）は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、県と相互に連絡をとりあう。また、要配慮者等に配慮した広報を行う。

2 市民への広報

市（総合政策部）は、市民全体に対し概ね次のような情報を積極的に伝達するものとする。

広報に当たっては、報道機関を通じて行う情報提供のほか、防災行政無線や広報車等市が所有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

- (1) 火山活動の状況
- (2) 被害の状況
- (3) 交通施設等の復旧状況
- (4) 復旧・復興計画
- (5) 義援物資、義援金の取扱い等
- (6) ボランティアの募集状況

第3節 復旧・復興

主管部	行政経営部	関係部	各部等
-----	-------	-----	-----

*第3節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市（行政経営部等）は、被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 復旧・復興の基本的方向の決定

1 基本方向の決定

第2編（震災対策編）第4章第1節に準じ、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案して、必要と認めたときは復旧復興の段階に移行し、又は応急対策と並行して復旧復興活動を実施する。

2 迅速な原状復旧

市（各部等）、その他関係機関は、次の点に留意して公共施設の復旧にあたる。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 降灰や地盤の緩み等により土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。
- (6) 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、市民等の一時的避難施設の整備を行うこと。
- (7) 火山災害の状況に応じ、融雪型火山泥流、土石流対策等適切な安全確保策を講ずること。
- (8) 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めること。

3 計画的復興の推進

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、第2編（震災対策編）第4章第1節に準じ、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

なお、復興計画の策定にあたっては、第2編（震災対策編）第4章第1節に定める他、次の点に留意する。

- (1) 必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
- (2) 火山活動が継続中の場合、避難対策・安全確保対策について配慮すること。

第2 民生の安定化及び公共施設等復旧対策

火山災害により被害を受けた市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市（地域振興部・行政経営部・産業環境部・建設部・消防本部）は、第2編（震災対策編）第4章第2節並びに第3節に準じて、生活相談、公共施設等の復旧対策を実施する。

なお、火山の爆発に伴う降灰により市民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域では、活動火山対策特別措置法に基づく、避難施設や防災営農施設の整備、降灰除去事業等の実施が早期に行われるよう、県の被災状況調査の支援や各種事業の周知などに努める。

第7章 危険物等事故災害対策

第1節 予防

主管部	防災体制：消防本部・行政 経営部 石油類等事故、ガス事故、 火薬類事故、毒物劇物事 故：消防本部 放射性物質事故対策：行政 経営部・産業環境部	関係部	防災体制：市民環境 部・健康福祉部・建 設部・市教育委員会 火薬類事故：産業環 境部
-----	---	-----	--

*第1節における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

危険物、高圧ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、流出の発生（以下「危険物等事故」という。）等による被害発生の未然防止及び被害の軽減に努める。

第1 当市の危険物関係の状況

平成27年3月31日現在における市域内の危険物施設の総数(完成検査済証交付施設)は、754施設、毒物劇物貯蔵取扱い施設は74施設あり、その他にも高圧ガスや火薬類等を取扱う事業者が市域には複数ある。

※ 危険物の大量貯蔵所等一覧

第2 事業所に対する防災体制の強化

危険物等事故の未然防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 保安体制の整備

- ① 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- ② 消防本部、県及び事業者は、相互に連携し、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

(2) 保安教育の実施

消防本部は県と協力し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

2 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達

- ① 消防本部及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- ② 市（行政経営部）・消防本部及びその他防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。
- ③ 市（行政経営部）・消防本部及びその他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

(2) 機動的な情報収集

- ① 市（行政経営部）・消防本部及びその他防災関係機関は、機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(3) 多様な情報収集体制の整備

市（行政経営部）は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(4) 通信の確保

市（行政経営部）は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

3 災害応急対策への備え

(1) 職員の体制

市職員の非常参集体制については、本章第2節第1のとおりとする。

また、市（行政経営部）は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを見直し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連携

- ① 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要なため、応急活動及び復旧活動に関し、市（行政経営部）、消防本部、県、その他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。
- ② 消防本部・市（行政経営部）、県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- ③ 市（行政経営部）は、県を通じた自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

(3) 救急・救助、医療及び消防活動（危険物流出対策含む）への備え

① 救急・救助活動への備え

消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。

② 医療活動への備え

ア 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

市（健康福祉部）・消防本部及び事業者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

イ 医薬品、医療資機材等の備蓄

市（健康福祉部）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

③ 消火活動への備え

ア 資機材等の整備促進

消防本部、事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

イ 消防体制の整備

消防本部は、平常時から消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

④ 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市（産業環境部・健康福祉部・行政経営部）は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

ア 消防本部・市（産業環境部）は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 市（行政経営部）は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 市（産業環境部・消防部）は、防災関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

(4) 緊急輸送、代替輸送への備え

市（建設部・市民生活部）は、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

① 避難所

市（行政経営部）は、都市公園、河川敷、公民館、学校公共的施設等を対象に、避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。（本編第2章第13節参照）

※ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

② 避難誘導への備え

市教育委員会・市（健康福祉部・行政経営部）は、避難所や避難経路について、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障がい者その他いわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。(本編第2章第13節参照)

4 防災意識の高揚、訓練の実施

(1) 防災知識の普及啓発

消防機関等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災意識の普及啓蒙を図る。

(2) 防災訓練の実施

市(行政経営部・地域振興部)・消防本部は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。(第2編(震災対策編)第2章第3節参照)

第3 石油类等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

1 事業者の対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防機関等の対策

消防本部は、県が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習会に参加し、事故防止のための各種対策に協力するとともに、次の対策を実施する。

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者(申請者)に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

- ① 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
- ② 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

第4 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

1 LPガス・一般高圧ガス

(1) 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

① 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

イ ガス設備の法定の点検・調査を徹底し、常に安全に使用できるよう努める。

ウ 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

② 災害予防体制の強化

ア 従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加し、保安教育に努める。

イ ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。

エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

(2) 高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

① 災害予防措置の実施

ア 定期的に貯槽の沈下状況の測定を行い、その結果により貯槽の不同沈下の軽減を図るとともに、緊結ボルトの増締め等適切な措置を講じる。

イ 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

ウ 防消火設備、緊急遮断装置、散水用エンジンポンプ、バッテリー、除害設備等の保安設備を重点に点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。

エ 高圧ガスを充てんするための容器を取り扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

オ 防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。

カ 緊急時に優先して点検を行う高圧ガス設備をリストアップし、速やかに点検できる体制を整備する。

キ 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、酸素ガスを移動する際には、運転

者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。

② 災害予防体制の強化

ア 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

イ 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

(3) 市の対策

消防本部は、県が実施する各種講習会や研修会等への参加促進に努めるとともに、事故防止のための各種対策に協力する。

2 都市ガス

(1) 事業者の対策

① 台風、洪水、火災等の災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。

② 災害の発生が予想され、又は発生した場合には必要に応じて対策本部を設置する。

③ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

④ 災害の発生が予想され、又は発生した場合に、市（総務部）・消防本部、県、警察等防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、予め連絡方法を確認するなど連携体制を整備する。

⑤ 災害時に出動する職員について、応急措置、受付などに関する教育、訓練を実施する。

第5 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

1 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実を努める。

2 市の対策

消防本部・市（産業環境部）は、県が実施する各種講習会等への参加促進に努め

るとともに、事故防止のための各種対策に協力する。

第6 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

2 市の対策

(1) 県への協力

市（行政経営部）は、毒物・劇物事故防止のため、県が実施する各種予防対策に協力する。

(2) 医療活動への備え

市（行政経営部・健康福祉部）・消防本部、県及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第7 放射性物質事故対策

近県における原子力発電所事故による放射能が拡散した場合に備え、市（産業環境部）・消防本部は、放射線測定器などを備蓄し、事故発生時における測定監視体制の整備など必要な体制整備を図る。

また市（行政経営部・産業環境部）・消防本部は、放射能対策のため、県が実施する各種予防対策に協力し、消防本部、県及び医療機関等とともに事故対策を迅速、的確に実施するため、事故発生時の連絡体制の整備を図る。

第2節 応急対策

主管部	活動体制：行政経営部 災害の拡大防止：消防部 救急・救助、医療、消火： 消防部・健康福祉部 広報：総合政策部 石油類事故、ガス事故、 火薬類事故、毒物劇物事 故：消防部 放射能事故対策：行政経 営部・産業環境部	関係部	災害の拡大防止：行政経 営部・産業環境部・建設部 救急・救助、医療、消火： 健康福祉部 石油類事故：行政経営部、 建設部 ガス事故、火薬類事故、毒 物劇物事故：行政経営部
-----	--	-----	--

*第2節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

大規模な危険物等事故が発生又は発生するおそれがある場合に、市（各部）は、その他防災関係機関と協力し、危険物等事故応急対策の実施に努める。

第1 活動体制の確立

1 市の活動体制

危険物等の事故災害発生時、市(行政経営部)は、応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立する。

【危険物等事故災害発生時における職員の配備区分及び配備体制】

体制	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
警戒体制	① 危険物等事故災害により相当の死傷者等が発生するおそれのある場合 ② 漏洩物により相当の被害が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、危険物等事故災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び災害応急対策を行う体制	行政経営部総務課、該当する地域振興部行政センター職員、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁。災害対策関係職員とは、主に保健医療、環境、道路等を担当する職員である。
本部体制	① 危険物等事故災害により多数の死傷者が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ② 漏洩物により甚大な被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員が直ちに登庁

2 危険物等事故災害発生時の措置

(1) 災害警戒本部の設置

市（行政経営部）は、市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置、市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

① 設置基準

次のいずれかに該当する場合において、副市長が必要と認めるとき。

- ア 危険物等事故災害により相当の死傷者等が発生するおそれのある場合
- イ 漏洩物により相当の被害が発生するおそれのある場合
- ウ その他、副市長が必要と認めた場合

② 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営については、本編第3章第1節第3に準ずる。

③ 市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 危険物等事故災害のおそれがなくなると警戒本部長が認めたとき
- イ 漏洩物により相当の被害発生のおそれがなくなると警戒本部長が認めたとき
- ウ 市対策本部が設置されたとき

(2) 市対策本部の設置

市（行政経営部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第23条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

① 設置基準

次のいずれかに該当する場合において、市長が必要と認めるとき

- ア 危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれがある場合又は発生した場合
- イ 漏洩物により甚大な被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合
- ウ その他市長が必要と認めた場合

② 市対策本部の組織及び運営

市対策本部の組織、運営については、本編第3章第1節第4に準ずる。

③ 災害対策本部の解散

災害対策本部は、危険物等事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第2編（震災対策編）第3章第4節に準ずる。

第3 災害拡大防止対策

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止活動

(1) 事業者は、危険物等の事故災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

- (2) 市（消防部・行政経営部）は県、県警察と協力し、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

(1) 交通の状況の把握

市（市民生活部・建設部）は、現場の警察官、関係機関等からの情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制・誘導

市（市民生活部）、道路管理者、警察署は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

3 危険物等の大量流出に対する応急措置

市（消防部・産業環境部）、県及び県警察と連携し、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難対策は、本編第3章第6節に準ずる。

第4 救急・救助、医療及び消火活動

1 救急・救助活動

- (1) 危険物等事故災害に係る救急・救助活動、本編第3章第8節及び第5章第2節に準ずる。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、救急・救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

2 医療活動

市（健康福祉部）を中心に市内の医療機関に協力を求め、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。（本編第3章第8節参照）

3 消火活動

市（消防部）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。（本編第5章第2節参照）

第5 広報対策

市（総合政策部）や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

1 情報発信

市（総合政策部）、県及び事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市（総合政策部）は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第6 石油类等危険物事故応急対策

市（消防部・産業環境部・行政経営部）は、石油类等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

① 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市（消防部・行政経営部）、警察署に通報する。

② 市（消防部・行政経営部）の情報収集・伝達

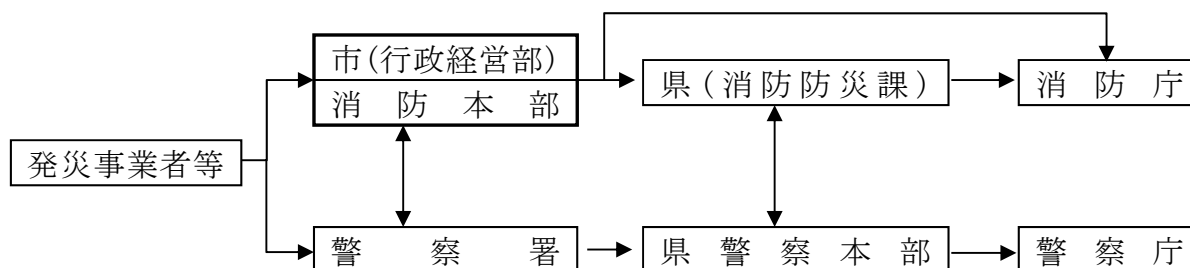
市（消防部・行政経営部）は、危険物等事故災害発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※ 栃木県火災・災害等即報要領

(2) 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 火災・爆発応急対策

(1) 危険物取扱事業所等の対策

- ① 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- ② 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- ③ 災害が発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- ④ 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- ⑤ 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 市（消防部・行政経営部）の対策

市（消防部・行政経営部）は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

3 漏洩応急対策

(1) 危険物取扱事業所等の対策

- ① 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- ② 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- ③ 災害の発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- ④ 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- ⑤ 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 河川管理者等の対策

- ① 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- ② 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

(3) 市（建設部・産業環境部・消防部・行政経営部）の対策

- ① 市（建設部・産業環境部）は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- ② 市（消防部・行政経営部）は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第7 ガス事故応急対策

市（消防部・行政経営部）は、ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

① 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市（消防部・行政経営部）、警察署に通報する。

② 市（消防部・行政経営部）の情報収集・伝達

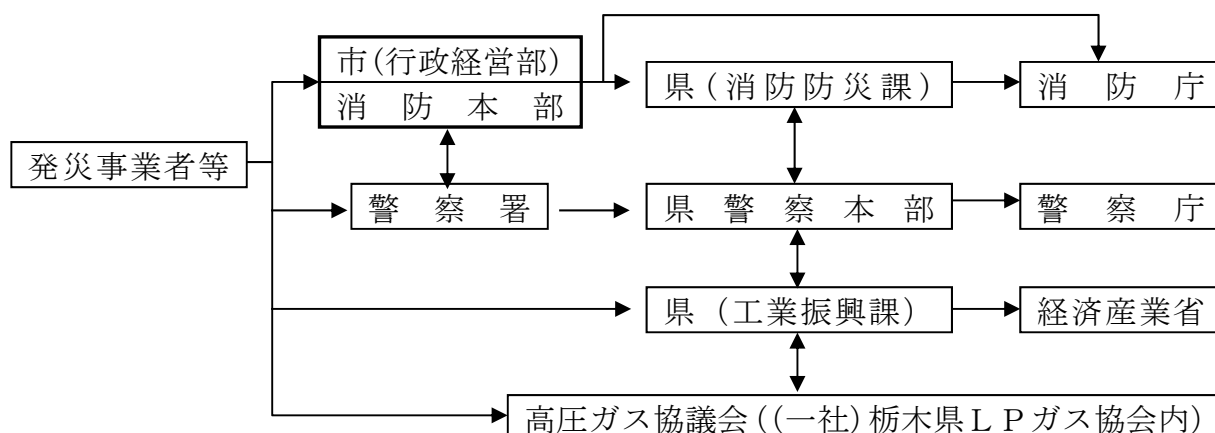
市（消防部・行政経営部）は、危険物等事故災害発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※ 栃木県火災・災害等即報要領

(2) 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 LPガス・一般高圧ガス

(1) 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

① 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、市（行政経営部・消防部）、県、警察及び高圧ガス協会等関係機関に速やかに通報する。

② 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ エルピーガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協会は、協力要請に基づき、市（消防部・行政経営部）、県、警察署等防災関係機関との密接な連携のもと、事業所の実施する応急対策に協力する。

(2) 市（消防部・行政経営部）の対策

① 市（消防部・行政経営部）は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

② 市（消防部）は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

③ 市（消防部）は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

3 都市ガス

(1) 事業者等の対策

① 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

また、被害状況が把握された時点で、速やかに市（消防部・行政経営部）、県、等関係機関に被害状況を連絡する。

② 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

③ 二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

④ 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

⑤ 救援隊の派遣

県都市ガス協会は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

(2) 市（消防部・行政経営部）の対策

① 市（消防部・行政経営部）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

② 市（消防部）は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。

第8 火薬類事故応急対策

市（消防部・行政経営部）は、火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

① 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市（消防部・行政経営部）、警察署に通報する。

② 市（消防部・行政経営部）の情報収集・伝達

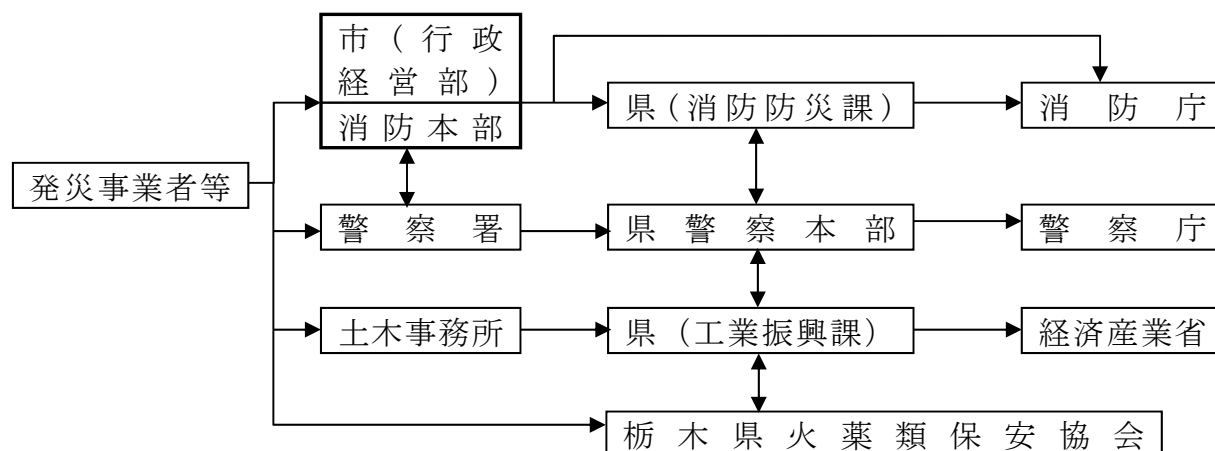
市（消防部・行政経営部）は、危険物等事故災害発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※ 栃木県火災・災害等即報要領

(2) 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

3 市（消防部・行政経営部）の対策

市（消防部・行政経営部）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に

努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第9 毒物・劇物事故応急対策

市（消防部・行政経営部）は、毒物・劇物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

① 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市（消防部・行政経営部）、警察署に通報する。

② 市（消防部・行政経営部）の情報収集・伝達

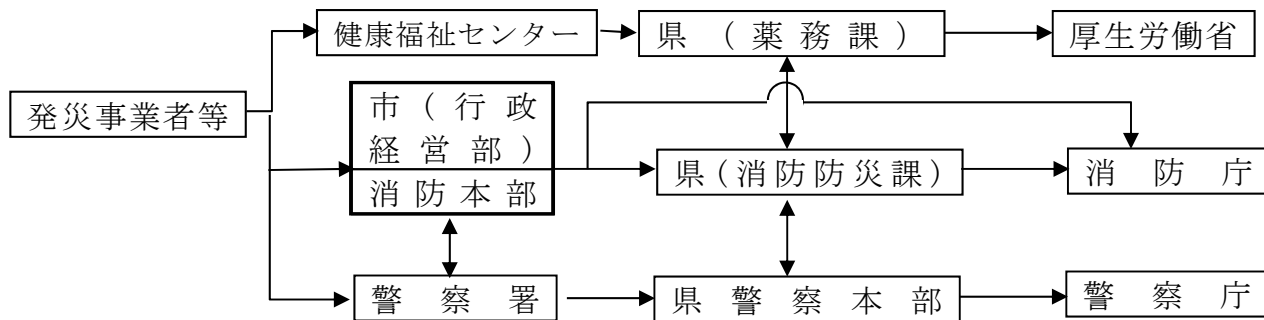
市（消防部・行政経営部）は、危険物等事故災害発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※ 栃木県火災・災害等即報要領

(2) 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 事業者等の対策

(1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市（行政経営部・消防部）、県、警察等へ通報する。

(2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。

(3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

3 市（消防部・行政経営部）の対策

市（消防部・行政経営部）は、状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

第10 放射性物質事故対策

市（行政経営部）は、近県での原子力発電所事故発生時における放射能拡散時においては、災害対策本部体制に準じた「放射性物質事故対策本部」を設置し、関係機関と一体となり、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

1 測定監視体制の強化

市（産業環境部）は、近県での原子力発電所事故発生により、放射線の拡散が確認された際には、放射線測定器を用いた放射線の監視測定を行い、速やかに当該災害の状況を把握し、市民に周知するとともに県にも報告する。

2 市（行政経営部・産業環境部）の対策

市（行政経営部・産業環境部）は、県と協議のうえ必要な対策を実施し、状況により、避難勧告、避難誘導の設定等の措置を講じる。

第3節 復旧

主管部	各部等	関係部	
-----	-----	-----	--

*第3節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市（各部等）は、被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、復旧事業を実施する。

1 復旧計画の策定及び復旧事業の実施

市（各部等）は、危険物等事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。